

(案)

第 1 3 次 鳥 獣 保 護 管 理 事 業 計 画 書

令和 4 年 4 月 1 日から

5 年間

令和 9 年 3 月 3 1 日まで

福 井 県

目 次

| | |
|--------------------------------------|----|
| 第一 計画の期間 | 1 |
| 第二 鳥獣保護区、特別保護地区および休猟区に関する事項 | 1 |
| 1 鳥獣保護区の指定 | 1 |
| (1) 方針 | 1 |
| ①指定に関する中長期的な方針 | 1 |
| ②指定区分ごとの方針 | 1 |
| (2) 鳥獣保護区の指定等計画 | 2 |
| ①既指定鳥獣保護区の変更計画 | 3 |
| 2 特別保護地区の指定 | 3 |
| (1) 方針 | 3 |
| ①指定に関する中長期的な方針 | 3 |
| ②指定区分ごとの方針 | 3 |
| (2) 特別保護地区指定計画 | 5 |
| 3 休猟区の指定 | 6 |
| (1) 方針 | 6 |
| 4 鳥獣保護区の整備等 | 6 |
| (1) 方針 | 6 |
| (2) 整備計画 | 7 |
| ①管理施設の設置 | 7 |
| ②利用施設の整備 | 7 |
| ③調査、巡視等の計画 | 7 |
| (3) 保全事業を実施する予定の鳥獣保護区の概要 | 7 |
| 第三 放鳥獣に関する事項 | 7 |
| 1 方針 | 7 |
| 第四 鳥獣の捕獲等および鳥類の卵の採取等の許可に関する事項 | 8 |
| 1 鳥獣の区分と保護および管理の考え方 | 8 |
| (1) 希少鳥獣 | 8 |
| (2) 狩猟鳥獣 | 8 |
| (3) 外来鳥獣等 | 8 |
| (4) 指定管理鳥獣 | 8 |
| (5) 一般鳥獣 | 8 |
| 2 鳥獣の捕獲等または鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定 | 8 |
| (1) 許可しない場合の基本的考え方 | 8 |
| (2) 許可に当たっての条件の考え方 | 9 |
| (3) わなの使用に当たっての許可基準 | 9 |
| ①わなの構造に関する基準 | 9 |
| ②標識の装着に関する基準 | 9 |
| (4) 保護の必要性が高い種または地域個体群に係る捕獲許可の考え方 | 10 |
| (5) 鉛中毒が生じる蓋然性が高いと認められる地域に係る捕獲許可の考え方 | 10 |
| (6) 特定外来生物に係る捕獲許可の考え方 | 10 |
| 2-1 学術研究を目的とする場合 | 10 |
| (1) 学術研究 | 10 |
| ①研究の目的および内容 | 10 |

| | |
|---|-----|
| ②許可対象者 | 1 0 |
| ③鳥獣の種類・数 | 1 0 |
| ④期間 | 1 0 |
| ⑤区域 | 1 0 |
| ⑥方法 | 1 0 |
| ⑦捕獲等または採取等後の措置 | 1 1 |
| ⑧学術研究を目的とみなす捕獲等または採取等 | 1 1 |
| (2) 標識調査（環境省足環を装着する場合） | 1 1 |
| ①許可対象者 | 1 1 |
| ②鳥獣の種類・数 | 1 1 |
| ③期間 | 1 1 |
| ④区域 | 1 1 |
| ⑤方法 | 1 1 |
| ⑥捕獲等または採取等後の措置 | 1 1 |
| 2-2 鳥獣の保護を目的とする場合 | 1 1 |
| (1) 第一種特定鳥獣保護計画に基づく鳥獣の保護 | 1 1 |
| ①許可対象者 | 1 1 |
| ②鳥獣の種類・数 | 1 1 |
| ③期間 | 1 1 |
| ④区域 | 1 2 |
| ⑤方法 | 1 2 |
| (2) 鳥獣の保護に係る行政事務の遂行の目的 | 1 2 |
| ①許可対象者 | 1 2 |
| ②鳥獣の種類・数 | 1 2 |
| ③期間 | 1 2 |
| ④区域 | 1 2 |
| ⑤方法 | 1 2 |
| (3) 傷病により保護を要する鳥獣の保護の目的 | 1 2 |
| ①許可対象者 | 1 2 |
| ②鳥獣の種類・数 | 1 2 |
| ③期間 | 1 2 |
| ④区域 | 1 2 |
| ⑤方法 | 1 2 |
| 2-3 鳥獣の管理を目的とする場合 | 1 2 |
| (1) 第二種特定鳥獣管理計画に基づく数の調整を目的とする場合 | 1 2 |
| ①許可対象者 | 1 2 |
| ②鳥獣の種類・数 | 1 2 |
| ③期間 | 1 3 |
| ④区域 | 1 3 |
| ⑤方法 | 1 3 |
| (2) 鳥獣による生活環境、農林水産業または生態系に係る被害の防止を目的とする場合 | 1 3 |
| ①被害の防止の目的での捕獲の基本的考え方 | 1 3 |
| ②鳥獣による被害発生予察表の作成 | 1 4 |
| ③鳥獣の適正管理の実施 | 1 7 |
| ④被害防止の目的での捕獲についての許可基準の設定 | 1 8 |
| ⑤被害の防止の目的での捕獲の適正化のための体制の整備 | 2 2 |
| 2-4 その他特別の事由の場合 | 2 3 |

| | |
|---|-----|
| (1) 博物館、動物園その他これに類する施設における展示の目的 | 2 3 |
| ①許可対象者 | 2 3 |
| ②鳥獣の種類・数 | 2 3 |
| ③期間 | 2 3 |
| ④区域 | 2 3 |
| ⑤方法 | 2 3 |
| (2) 愛玩のための飼養の目的 | 2 3 |
| ①許可対象者 | 2 3 |
| ②鳥獣の種類・数 | 2 3 |
| ③期間 | 2 3 |
| ④区域 | 2 3 |
| ⑤方法 | 2 3 |
| (3) 養殖している鳥類の過度の近親交配の防止 | 2 4 |
| ①許可対象者 | 2 4 |
| ②鳥獣の種類・数 | 2 4 |
| ③期間 | 2 4 |
| ④区域 | 2 4 |
| ⑤方法 | 2 4 |
| (4) 鶺鴒飼漁業への利用 | 2 4 |
| ①許可対象者 | 2 4 |
| ②鳥獣の種類・数 | 2 4 |
| ③期間 | 2 4 |
| ④区域 | 2 4 |
| ⑤方法 | 2 4 |
| (5) 伝統的な祭礼行事等に用いる目的 | 2 4 |
| ①許可対象者 | 2 4 |
| ②鳥獣の種類・数 | 2 4 |
| ③期間 | 2 4 |
| ④区域 | 2 4 |
| ⑤方法 | 2 4 |
| (6) 前各号に掲げるもののほか公益上の必要があると認められる目的 | 2 4 |
| 3 その他、鳥獣の捕獲等および鳥類の卵の採取等の許可に関する事項 | 2 4 |
| 3-1 捕獲許可した者への指導 | 2 4 |
| (1) 捕獲物または採取物の処理等 | 2 5 |
| (2) 従事者の指揮監督 | 2 5 |
| (3) 危険の予防 | 2 5 |
| (4) 錯誤捕獲の防止 | 2 5 |
| 3-2 許可権限の市町長への委譲 | 2 5 |
| 3-3 鳥類の飼養登録 | 2 5 |
| 3-4 販売禁止鳥獣等の販売許可 | 2 6 |
| (1) 許可の考え方 | 2 6 |
| (2) 許可の条件 | 2 6 |
| 3-5 住居集合地等における麻酔銃猟の実施に当たっての留意事項 | 2 6 |
| 第五 特定猟具使用禁止区域および特定猟具使用制限区域に関する事項 | 2 7 |
| 1 特定猟具使用禁止区域の指定 | 2 7 |
| (1) 方針 | 2 7 |

| | |
|--|-----------|
| ①銃猟に伴う危険を予防するための地区 | 27 |
| ②静穏を保持するための地区 | 27 |
| ③わな猟に伴う危険を予防するための地区 | 27 |
| (2) 特定猟具使用禁止区域指定計画 | 28 |
| (3) 特定猟具使用禁止区域指定内訳 | 28 |
| 2 特定猟具使用制限区域の指定 | 30 |
| 3 指定猟法禁止区域 | 30 |
| (1) 指定の考え方 | 30 |
| (2) 許可の考え方 | 30 |
| (3) 条件の考え方 | 31 |
| 第六 特定計画の作成に関する事項 | 32 |
| 1 特定計画作成の目的 | 32 |
| (1) 第一種特定鳥獣保護計画 | 32 |
| (2) 第二種特定鳥獣管理計画 | 32 |
| 2 計画期間 | 32 |
| 3 対象地域 | 32 |
| 4 関係地方公共団体との協議 | 32 |
| 5 実施計画の作成 | 33 |
| 第七 鳥獣の生息の状況の調査に関する事項 | 34 |
| 1 方針 | 34 |
| 2 鳥獣の生態に関する基礎的な調査 | 34 |
| (1) 方針 | 34 |
| (2) 鳥獣生息分布調査 | 34 |
| (3) 渡り鳥保全調査 | 34 |
| (4) ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査 | 34 |
| (5) 狩猟鳥獣生息調査 | 35 |
| (6) 第一種特定鳥獣および第二種特定鳥獣ならびに指定管理鳥獣の生息状況調査 | 35 |
| 3 法に基づく諸制度の運用状況調査 | 35 |
| (1) 鳥獣保護区等の指定・管理等調査 | 35 |
| (2) 捕獲等情報収集調査 | 35 |
| (3) 制度運用の概況情報 | 36 |
| 4 新たな捕獲技術の実証・普及 | 36 |
| (1) 捕獲や調査等に係る技術の実証・普及 | 36 |
| (2) 被害防除対策に係る技術の普及 | 36 |
| (3) 捕獲個体の活用や処分に係る技術の普及 | 36 |
| 第八 鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項 | 37 |
| 1 鳥獣行政担当職員 | 37 |
| (1) 方針 | 37 |
| (2) 配置計画 | 37 |
| (3) 研修計画 | 37 |
| 2 鳥獣保護巡視員 | 37 |
| (1) 方針 | 37 |
| (2) 配置計画 | 38 |
| (3) 年間活動計画 | 38 |

| | |
|----------------------------|------------|
| (4) 研修計画 | 3 8 |
| 3 保護および管理の担い手の育成 | 3 8 |
| (1) 方針 | 3 8 |
| (2) 研修計画 | 3 9 |
| (3) 狩猟者の育成のための対策 | 3 9 |
| 4 鳥獣保護管理センター等の設置 | 3 9 |
| (1) 方針 | 3 9 |
| (2) 鳥獣保護管理センター等の施設計画 | 3 9 |
| 5 取締り | 3 9 |
| (1) 方針 | 3 9 |
| (2) 年間計画 | 4 0 |
| 6 必要な財源の確保 | 4 0 |
| | |
| 第九 その他 | 4 1 |
| 1 鳥獣保護管理事業をめぐる現状と課題 | 4 1 |
| 2 狩猟の適正化 | 4 1 |
| 3 傷病鳥獣救護への対応 | 4 1 |
| (1) 方針 | 4 1 |
| (2) 体制 | 4 2 |
| (3) 傷病鳥獣の個体の処置 | 4 2 |
| (4) 感染症対策・普及啓発 | 4 3 |
| (5) 放野 | 4 3 |
| 4 油等による汚染に伴う水鳥の救護 | 4 3 |
| 5 感染症への対応 | 4 3 |
| (1) 高病原性鳥インフルエンザ | 4 3 |
| (2) 豚熱 (CSF) | 4 3 |
| (3) その他 | 4 4 |
| 6 普及啓発 | 4 4 |
| (1) 鳥獣の保護および管理についての普及等 | 4 4 |
| ①方針 | 4 4 |
| ②事業の年間計画 | 4 4 |
| ③愛鳥週間行事等の計画 | 4 4 |
| (2) 安易な餌付けの防止 | 4 4 |
| ①方針 | 4 4 |
| ②年間計画 | 4 5 |
| (3) 猟犬の適切な管理 | 4 5 |
| (4) 野鳥の森等の整備 | 4 5 |
| (5) 小中学生を対象とした普及啓発 | 4 5 |
| ①方針 | 4 5 |
| ②事業内容 | 4 5 |
| (6) 法令の普及徹底 | 4 6 |
| ①方針 | 4 6 |
| ②年間計画 | 4 6 |

第一 計画の期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間とする。

第二 鳥獣保護区、特別保護地区および休猟区に関する事項

1 鳥獣保護区の指定

鳥獣保護区は、狩猟を禁止し、鳥獣の安定した生存を確保するとともに、多様な鳥獣の生息環境を保全、管理および整備することにより、鳥獣の保護を図ることを目的として指定されるものであり、これらを通じて地域における生物多様性の保全に資するものである。

(1) 方針

① 指定に関する中長期的な方針

鳥獣の保護を図るために必要と認められる区域について、本計画において鳥獣保護区の期間更新を行っていくが、地域の自然的社会的状況に応じて必要と認められる場合には、随時存続期間の見直しを行う。

なお、計画期間内に更新を迎える区域の指定区分については、必要に応じ、環境大臣が定める「鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針」に従って見直しを行う。

また、鳥獣保護区周辺地域等においても、鳥獣の生息適地の保護と再生を図るため、「野生鳥獣回廊※」を設置し、環境整備を図っていく。

※ 野生動物の移動経路や生息環境の保全や再生を図るために、自然林の保全や生育不良の針葉樹人工林を地権者の同意、協力のもと除間伐を積極的に推進し、針広混交林への誘導、広葉樹の植林等を行い、多様な植生を持った鳥獣の好適な生息環境の整備を行う地域。

② 指定区分ごとの方針

1) 森林鳥獣生息地の保護区

森林に生息する鳥獣の保護を図るため、森林鳥獣生息地の保護区を指定し、地域における生物多様性の確保にも資するものとする。

なお、大規模生息地の保護区を除き、森林面積がおおむね10,000haごとに一箇所を選定し、面積は300ha以上の指定に努め、第12次鳥獣保護管理計画終了時まで、28箇所、23,249haの指定を達成したところである(約11,000haにつき1箇所平均830ha)。

今後は、必要に応じて保護の目的とする鳥獣を明らかにしつつ、これまで指定した鳥獣保護区の配置を踏まえ、その鳥獣の保護に適切か考慮した上で、新規指定または存続期間の更新等を検討する。

2) 大規模生息地の保護区

行動圏が広域に及ぶ大型鳥獣を始めその地域に生息する多様な鳥獣相を保護するため、大規模生息地の保護区を指定し、地域の生物多様性の拠点の確保にも資するものとする。

3) 集団渡来地の保護区

集団で渡来する渡り鳥および海棲哺乳類(鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(以下「法」という。)第80条第1項の規定に基づき環境省令で規定されるものは除く。)の保護を図るため、これらの渡来地である干潟、湿地、湖沼、岩礁等のうち必要な地域について集団渡来地の保護区を指定する。

4) 集団繁殖地の保護区

集団で繁殖する鳥類、コウモリ類および海棲哺乳類の保護を図るため、島しょ、断崖、樹林、草原、砂地、洞窟等における集団繁殖地のうち必要な地域について鳥獣保護区を指定する。

5) 希少鳥獣生息地の保護区

希少鳥獣等その他の絶滅のおそれのある鳥獣またはこれらに準ずる鳥獣の生息地であって、これらの鳥獣の保護上必要な地域について希少鳥獣生息地の保護区を指定する。

6) 生息地回廊の保護区

生息地が分断された鳥獣の保護を図るため、生息地間をつなぐ樹林帯や河畔林等であって鳥獣の移動経路となっている地域または鳥獣保護区に指定することにより鳥獣の移動経路としての機能が回復する見込みのある地域のうち必要な地域について生息地回廊の保護区を指定する。

7) 身近な鳥獣生息地の保護区

市街地およびその近郊において鳥獣の良好な生息地を確保しもしくは創出し、豊かな生活環境の形成に資するため必要と認められる地域または自然とのふれあいもしくは鳥獣の観察や保護活動を通じた環境教育の場を確保するため必要と認められる地域について身近な鳥獣生息地の保護区を指定する。

(2) 鳥獣保護区の指定等計画

(第1表)

| 区 分 | 既指定鳥獣保護区 (A) | | 本計画期間に指定する鳥獣保護区 | | | | | | |
|----------|--------------|--------|-----------------|-------|-----|-------|-----|------|-------|
| | | | 4年度 | 5年度 | 6年度 | 7年度 | 8年度 | 計(B) | |
| 森林鳥獣生息地 | 箇所 | 28 | 箇所 | 3 | | 1 | | | 4 |
| | 面積 (ha) | 23,249 | 変動面積 | 2,605 | | 196 | | | 2,801 |
| 大規模生息地 | 箇所 | | 箇所 | | | | | | |
| | 面積 (ha) | | 変動面積 | | | | | | |
| 集団渡来地 | 箇所 | 10 | 箇所 | | 2 | | | | 2 |
| | 面積 (ha) | 3,757 | 変動面積 | | 617 | | | | 617 |
| 集団繁殖地 | 箇所 | | 箇所 | | | | | | |
| | 面積 (ha) | | 変動面積 | | | | | | |
| 希少鳥獣生息地 | 箇所 | | 箇所 | | | | | | |
| | 面積 (ha) | | 変動面積 | | | | | | |
| 生息地回廊 | 箇所 | 3 | 箇所 | 2 | 1 | 1 | | | 4 |
| | 面積 (ha) | 3,571 | 変動面積 | 1,419 | 350 | 2,152 | | | 3,921 |
| 身近な鳥獣生息地 | 箇所 | 6 | 箇所 | | | 1 | 1 | | 2 |
| | 面積 (ha) | 2,206 | 変動面積 | | | 241 | 580 | | 821 |
| 計 | 箇所 | 47 | 箇所 | 5 | 3 | 3 | 1 | | 12 |
| | 面積 (ha) | 32,783 | 変動面積 | 4,024 | 967 | 2,589 | 580 | | 8,160 |

| 本計画期間に区域拡大する鳥獣保護区 | | 本計画期間に区域縮小する鳥獣保護区 | | 本計画期間に解除又は期間満了となる鳥獣保護区 | | | | | | 計画期間中の増△減* | 計画終了時の鳥獣保護区** |
|-------------------|------|-------------------|------|------------------------|-----|-------|-----|-----|-------|------------|---------------|
| 4~8年度 | 計(C) | 4~8年度 | 計(D) | 4年度 | 5年度 | 6年度 | 7年度 | 8年度 | 計(E) | | |
| | | | | 3 | | 1 | | | 4 | 0 | 28 |
| ha | | ha | | 2,605 | | 196 | | | 2,801 | 0 | 23,249 |
| ha | | ha | | | | | | | | | |
| ha | | ha | | | 2 | | | | 2 | 0 | 10 |
| ha | | ha | | | 617 | | | | 617 | 0 | 3,757 |
| ha | | ha | | | | | | | | | |
| ha | | ha | | | | | | | | | |
| ha | | ha | | 2 | 1 | 1 | | | 4 | 0 | 3 |
| ha | | ha | | 1,419 | 350 | 2,152 | | | 3,921 | 0 | 3,571 |
| ha | | ha | | | | 1 | 1 | | 2 | 0 | 6 |
| ha | | ha | | | | 241 | 580 | | 821 | 0 | 2,206 |
| ha | | ha | | 5 | 3 | 3 | 1 | | 12 | 0 | 47 |
| ha | | ha | | 4,024 | 967 | 2,589 | 580 | | 8,160 | 0 | 32,783 |

* 箇所数については B-E
面積については B+C-D-E
**箇所数については A+B-E
面積については A+B+C-D-E

① 既指定鳥獣保護区の変更計画

(第2表)

| 年度 | 指定区分 | 鳥獣保護区名 | 変更区分 | 指定面積の異動 | | | 変更後の指定期間 | 変更理由 | 備考 |
|----|----------|--------|------|------------|----------|------------|--------------------------|------|----|
| | | | | 異動前の面積(ha) | 異動面積(ha) | 異動後の面積(ha) | | | |
| R4 | 生息地回廊 | 経ヶ岳 | 期間更新 | 1,036 | - | 1036 | 令和4年11月1日から令和24年10月31日まで | | |
| | 森林鳥獣生息地 | 平家岳 | 期間更新 | 890 | - | 890 | 令和4年11月1日から令和24年10月31日まで | | |
| | 森林鳥獣生息地 | 冠山 | 期間更新 | 1,550 | - | 1,550 | 令和4年11月1日から令和24年10月31日まで | | |
| | 森林鳥獣生息地 | 百里ヶ岳 | 期間更新 | 165 | - | 165 | 令和4年11月1日から令和24年10月31日まで | | |
| | 生息地回廊 | 法恩寺山 | 期間更新 | 383 | - | 383 | 令和4年11月1日から令和24年10月31日まで | | |
| 計 | | 5 | | 4,024 | - | 4,024 | | | |
| R5 | 生息地回廊 | 大安寺 | 期間更新 | 350 | - | 350 | 令和5年11月1日から令和25年10月31日まで | | |
| | 集団飛来地 | 真名川ダム | 期間更新 | 327 | - | 327 | 令和5年11月1日から令和25年10月31日まで | | |
| | 集団飛来地 | 笹生川ダム | 期間更新 | 290 | - | 290 | 令和5年11月1日から令和25年10月31日まで | | |
| 計 | | 3 | | 967 | - | 967 | | | |
| R6 | 身近な鳥獣生息地 | 朝日 | 期間更新 | 241 | - | 241 | 令和6年11月1日から令和26年10月31日まで | | |
| | 生息地回廊 | 三ノ峰 | 期間更新 | 2,152 | - | 2,152 | 令和6年11月1日から令和26年10月31日まで | | |
| | 森林鳥獣生息地 | 平家平 | 期間更新 | 196 | - | 196 | 令和6年11月1日から令和26年10月31日まで | | |
| 計 | | 3 | | 2,589 | - | 2,589 | | | |
| R7 | 身近な鳥獣生息地 | 福井 | 期間更新 | 580 | - | 580 | 令和7年11月1日から令和27年10月31日まで | | |
| 計 | | 1 | | 580 | - | 580 | | | |
| 合計 | | 12 | | 8,160 | - | 8,160 | | | |

2 特別保護地区の指定

(1) 方針

① 指定に関する中長期的な方針

本県では、鳥獣保護区の区域内において特に鳥獣の生息環境の保全を必要とする場所について、水面の埋立て、木竹の伐採、工作物の新築など一定の行為が規制される特別保護地区の指定に努めてきたところであり、第12次鳥獣保護管理事業計画終了時までには14箇所(1,319ha)を指定している。

本計画期間中においては、第12次鳥獣保護管理事業計画終了時までには指定した特別保護地区を維持する。

また、鳥獣の保護または鳥獣の生息地の保護を図る上で、生息環境の保全は極めて重要であることから、必要に応じて特別保護地区の指定に努める。

② 指定区分ごとの方針

1) 森林鳥獣生息地の保護区

良好な鳥獣の生活環境となっている区域について指定するよう努める。

- 2) 大規模生息地の保護区
猛禽類や大型哺乳類を含む多様な鳥獣が生息し、当該保護区において必要と認められる中核的地区について指定するよう努める。
- 3) 集団渡来地の保護区
渡来する鳥獣の採餌場またはねぐらとして必要と認められる中核的地区について指定するよう努める。
- 4) 集団繁殖地の保護区
保護対象となる鳥類、コウモリ類および海棲哺乳類の繁殖を確保するため必要と認められる中核的地区について指定するよう努める。
- 5) 希少鳥獣生息地の保護区
保護対象となる鳥獣の繁殖、採餌等に必要な区域を広範囲に指定するよう努める。
- 6) 生息地回廊の保護区
保護対象となる鳥獣の移動経路として必要と認められる中核的地区について指定するよう努める。
- 7) 身近な鳥獣生息地の保護区
鳥獣の誘致または鳥獣保護思想の普及啓発上必要と認められる区域について指定する。

(2) 特別保護地区指定計画

(第3表)

| 区 分 | | 既指定特別保護地区(A) | | 本計画期間に指定する特別保護地区 (再指定も含む) | | | | | |
|----------|--------|--------------|----------|------------------------------|-----|-----|-----|-----|------|
| | | | | 4年度 | 5年度 | 6年度 | 7年度 | 8年度 | 計(B) |
| 森林鳥獣生息地 | 箇所 | 9 | 箇所 | | 1 | 1 | | | 2 |
| | 面積(ha) | 748 | 変動面積(ha) | | 10 | 196 | | | 206 |
| 大規模生息地 | 箇所 | | 箇所 | | | | | | |
| | 面積(ha) | | 変動面積(ha) | | | | | | |
| 集団渡来地 | 箇所 | 2 | 箇所 | | | | | | |
| | 面積(ha) | 299 | 変動面積(ha) | | | | | | |
| 集団繁殖地 | 箇所 | | 箇所 | | | | | | |
| | 面積(ha) | | 変動面積(ha) | | | | | | |
| 希少鳥獣生息地 | 箇所 | | 箇所 | | | | | | |
| | 面積(ha) | | 変動面積(ha) | | | | | | |
| 生息地回廊 | 箇所 | 1 | 箇所 | | | 1 | | | 1 |
| | 面積(ha) | 220 | 変動面積(ha) | | | 220 | | | 220 |
| 身近な鳥獣生息地 | 箇所 | 2 | 箇所 | | | | 1 | | 1 |
| | 面積(ha) | 52 | 変動面積(ha) | | | | 40 | | 40 |
| 計 | 箇所 | 14 | 箇所 | | 1 | 2 | 1 | | 4 |
| | 面積(ha) | 1,319 | 変動面積(ha) | | 10 | 416 | 40 | | 466 |

| 本計画期間に区域拡大する特別保護地区 | | 本計画期間に区域縮小する特別保護地区 | | 本計画期間に解除又は期間満了となる特別保護地区(再指定も含む) | | | | | | 計画期間中の増△減* | 計画終了時の特別保護地区** |
|--------------------|------|--------------------|------|---------------------------------|-----|-----|-----|-----|------|------------|----------------|
| 4~8年度 | 計(C) | 4~8年度 | 計(D) | 4年度 | 5年度 | 6年度 | 7年度 | 8年度 | 計(E) | | |
| | | | | | 1 | 1 | | | 2 | 0 | 9 |
| | | | | | 10 | 196 | | | 206 | 0 | 748 |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | 0 | 2 |
| | | | | | | | | | | 0 | 299 |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | 1 | | | 1 | 0 | 1 |
| | | | | | | 220 | | | 220 | 0 | 220 |
| | | | | | | | 1 | | 1 | 0 | 2 |
| ha | | ha | | | | | 40 | | 40 | 0 | 52 |
| | | | | | | 1 | 2 | 1 | 4 | 0 | 14 |
| ha | | ha | | | 10 | 416 | 40 | | 466 | 0 | 1,319 |

* 箇所数についてはB-E
面積についてはB+C-D-E

**箇所数についてはA+B-E
面積についてはA+B+C-D-E

(第4表)

| 年度 | 指定の対象となる鳥獣保護区 | | | | 特別保護地区 | | 特別保護指定区域 | | 備考 |
|----|---------------|---------|--------|--------------------------|--------|--------------------------|----------|------|-----|
| | 指定区分 | 鳥獣保護区名称 | 面積(ha) | 指定期間 | 指定面積 | 指定期間 | 指定面積 | 指定期間 | |
| R5 | 森林鳥獣生息地 | 大安寺 | 350 | 令和5年11月1日から令和25年10月31日まで | 10 | 令和5年11月1日から令和25年10月31日まで | — | — | 再指定 |
| 計 | | 1箇所 | 350 | | 10 | | — | — | |
| R6 | 森林鳥獣生息地 | 平家平 | 196 | 令和6年11月1日から令和26年10月31日まで | 196 | 令和6年11月1日から令和26年10月31日まで | — | — | 再指定 |
| | 生息地回廊 | 三ノ峰 | 2,152 | 令和6年11月1日から令和26年10月31日まで | 220 | 令和6年11月1日から令和26年10月31日まで | — | — | 再指定 |
| 計 | | 2箇所 | 2,348 | | 416 | | — | — | |
| R7 | 身近な鳥獣生息地 | 福井 | 580 | 令和7年11月1日から令和27年10月31日まで | 40 | 令和7年11月1日から令和27年10月31日まで | — | — | 再指定 |
| 計 | | 1箇所 | 580 | | 40 | | — | — | |
| 合計 | | 4箇所 | 3,278 | | 466 | | — | — | |

3 休猟区の指定

(1) 方針

休猟区は、狩猟鳥獣の数が著しく減少している場合において、狩猟者の入込み等を勘案しつつ、狩猟鳥獣の生息数の回復を図る必要がある区域を指定する。

本県においては、イノシシやニホンジカ等の獣類が、依然として農林作物等に甚大な被害を及ぼしていることから、これらの有害鳥獣の生息状況および農林作物被害の発生状況等を考慮して、農林水産関係者、住民等の理解が得られるように留意し、また、狩猟鳥獣による農林業被害等の状況に応じて、休猟区を指定する場合は、第二種特定鳥獣管理計画に基づき第二種特定鳥獣の狩猟を行うことができる特例制度を適用するものとする。

4 鳥獣保護区の整備等

(1) 方針

鳥獣保護区および特別保護地区の境界線が明らかになるよう標識等を設けるとともに、それぞれの区域内の自然環境保全に努める。

また、県民が自然観察、バードウォッチング等で鳥獣とふれあう場となる鳥獣保護区については、案内板、観察施設、巣箱等の整備に努める。

なお、必要に応じて鳥獣の生息状況の把握、違法捕獲の取締り等のための調査、巡視を実施する。

(2) 整備計画

① 管理施設の設置

(第5表)

| 区 分 | 現 況 | 令和4年度～令和8年度 |
|---------|---------------|----------------|
| 標識類の整備 | 標識の設置 | 標識の設置および老朽分の更新 |
| 管理棟等の整備 | 南六呂師…自然保護センター | 現状を維持する |

② 利用施設の整備

(第6表)

| 区 分 | 現 況 | 令和4年度～令和8年度 |
|-------------|---|-------------|
| 観察路、観察舎等の整備 | 織田…織田山鳥類観測所 南六呂師…自然保護センター観察棟 刈安…野鳥観察ハウス 野坂山…観察ハウス 菅湖…水鳥観察舎 三方水月湖…三方湖野鳥観察デッキ 加戸…鴨池観察小屋 | 現状を維持する |
| その他施設等の整備 | 岳山…解説板 宮崎…解説板 | |

③ 調査、巡視等の計画

(第7表)

| 区 分 | | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|-------------|-----------------------|----------------------------|-------|-------|-------|-------|
| 管 理 員 等 | 箇所数（鳥獣保護区数） | 47 | 47 | 47 | 47 | 47 |
| | 人数（鳥獣保護巡視員および出先の担当職員） | 31※ | 31※ | 31※ | 31※ | 31※ |
| 管理のための調査の実施 | | 鳥獣の生息環境の維持を図るための調査、巡視等に努める | | | | |

※鳥獣保護巡視員（25名）、出先の担当職員（6名）

(3) 保全事業を実施する予定の鳥獣保護区の概要

本計画期間中に保全事業を実施する鳥獣保護区はないが、環境変化等により鳥獣の生息環境が悪化し、指定目的および鳥獣の生息状況に照らして必要があると認められる場合は、保全事業の実施により生息環境の改善に努める。

第三 放鳥獣に関する事項

1 方針

第12次鳥獣保護管理事業計画において、狩猟鳥獣の保護増殖を図るため、キジの生息適地でのキジの放鳥および追跡調査を実施してきた。

今後とも、狩猟期間中における出会い数調査等を通じて、キジの生息動向を把握する。なお、キジの生息適地でのキジの放鳥については、当面実施せず、生息動向等の状況を見ながら検討する。

第四 鳥獣の捕獲等および鳥類の卵の採取等の許可に関する事項

1 鳥獣の区分と保護および管理の考え方

(1) 希少鳥獣

環境省が作成したレッドリストにおいて絶滅危惧ⅠA・ⅠB類またはⅡ類に該当する鳥獣、さらに、絶滅危惧ⅠA・ⅠB類またはⅡ類から外れたものの保護または管理の手法が確立されておらず、当面の間、計画的な保護または管理の手法を検討しながら保護または管理を進める必要がある鳥獣として環境大臣が定めるものおよび「福井県レッドリスト」において、県域絶滅および県域絶滅危惧Ⅰ類・Ⅱ類の鳥獣とする。

必要に応じて、希少鳥獣の生息状況や生息環境の情報収集に努め、鳥獣保護区等の指定等により種および個体群の保護を行う。

(2) 狩猟鳥獣

法第2条第7項に基づき定められた鳥獣とする。

保護および管理にあたっては、自然環境保全基礎調査、個別の種ごとの調査等により生息状況等の把握に努める。

また、関係行政機関からの情報収集、関連する調査等を通じ、生活環境、農林水産業または生態系に係る被害状況の把握に努める。

さらに、被害防止の目的で捕獲等の対象となる狩猟鳥獣について、狩猟を活用しつつ、特定計画の積極的な作成および実施により被害の防止および地域個体群の存続を図る。

(3) 外来鳥獣等

本来、我が国が自然分布域となっておらず、人為的に海外から導入された鳥獣とする。国内において本来の自然分布域とは異なる他地域に人為的に導入され農林水産業または生態系等に係る被害を生じさせているか、そのおそれがある鳥獣も同様の扱いとする。

狩猟および有害鳥獣捕獲により積極的な捕獲を推進し被害の防止を図る。

「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」（平成16年法律第78号以下「外来生物法」という。）に基づく特定外来生物は、必要に応じて、同法に基づく防除事業を実施し、被害の防止に努める。

県民に対しては、安易な外来鳥獣の飼養や遺棄などを行わないように、外来鳥獣の及ぼす影響について正しい知識を普及啓発する。

(4) 指定管理鳥獣

希少鳥獣以外であって、集中的かつ広域的に管理を図る必要があるものとして、法第2条第5項により環境省令で定める鳥獣とする。

第二種特定鳥獣管理計画に基づき、必要な捕獲等を積極的に推進する。また、生息分布域に関する調査や個体数推定等を実施し、鳥獣被害防止特措法に基づく被害防止計画を策定した市町が実施する被害防止のための捕獲対策との整合を図るものとする。

(5) 一般鳥獣

希少鳥獣、狩猟鳥獣、外来鳥獣および指定管理鳥獣以外の鳥獣とする。

保護および管理にあたっては、自然環境保全基礎調査、個別の種ごとの調査等により生息状況等の把握に努める。

また、全国的な分布動向、地域個体群の極端な増加または減少、生活環境、農林水産業または生態系に係る被害の発生状況等を踏まえ、必要に応じ、希少鳥獣および狩猟鳥獣の保護および管理に準じた対策を講じ、また、必要に応じて特定計画に基づく保護または管理を図る。

2 鳥獣の捕獲等または鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定

捕獲許可に当たっては、法第9条第3項各号のいずれかに該当する場合を除き、許可しなければならないこととされている。この基準に係る共通事項は次のとおりとする。

(1) 許可しない場合の基本的考え方

- ① 捕獲後の処置の計画等に照らして明らかに捕獲の目的が異なると判断される場合。
- ② 捕獲等または採取等によって特定の鳥獣の地域個体群に絶滅のおそれを生じさせ、または、鳥獣の生息環境を著しく悪化させるおそれがある等、鳥獣の保護または生物多様性の保全に重大な支障を及ぼすおそれのある場合。
- ③ 第二種特定鳥獣管理計画に基づく計画的・科学的な鳥獣の管理のための対策に支障を及ぼすおそれがあるような場合。
- ④ 捕獲等または採取等に際し、住民の安全の確保または社寺境内、墓地における捕獲等を認めることによりそれらの場所の目的や意義の保持に支障を及ぼすおそれがあるような場合。

なお、法においては、個人または法人（法第9条第8項に規定する「国、地方公共団体、第18条の5第2項第1号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者その他適切かつ効果的に第1項の許可に係る捕獲等または採取等を行うことができるものとして環境大臣の定める法人」をいう。以下同じ。）のいずれも捕獲許可の対象者となることに留意する。

また、許可する期間についても、捕獲を無理なく完遂することができ、鳥獣の保護に重大な支障を及ぼすおそれがなく、かつ、住民の安全の確保に支障を及ぼすおそれがない場合は、対象鳥獣を通年で捕獲することも可能である点に留意する。

(2) 許可に当たっての条件の考え方

捕獲等または採取等の許可に当たっての条件は、期間の限定、捕獲する区域の限定、捕獲方法の限定、鳥獣の種類および数の限定、捕獲物の処理の方法、捕獲等または採取等を行う区域における安全の確保・静穏の保持、捕獲を行う際の周辺環境への配慮および適切なわなの数量の限定、見回りの実施方法等について付す。

特に、住民と隣接した地域において捕獲等を許可する場合には、住民の安全を確保する観点から適切な条件を付す。

また、特定計画に基づく保護または管理のために必要がある場合においては、捕獲数の上限に関する適切な条件を付す。

(3) わなの使用に当たっての許可基準

① わなの構造に関する基準

わなを使用した捕獲許可については、以下を満たす基準を設定する。

1) くくりわなを使用した方法の許可申請の場合

原則として、輪の直径が12センチメートル以内であり、締付け防止金具を装着したもの（イノシシおよびニホンジカの捕獲を目的とする場合は、ワイヤーの直径が4ミリメートル以上で、かつ、よりもどしを装着したものに限る。）とする。人身事故防止の観点から、くくりわなを使用したツキノワグマの捕獲許可は認めないものとする。

2) はこわなを使用した方法の許可申請の場合

イノシシ、ニホンジカ等の大型獣の捕獲を目的としたはこわなの使用にあたっては、ツキノワグマの錯誤捕獲防止のため、天井部にツキノワグマが脱出可能な脱出口（一辺30cm以上）を設けるものとする。

3) とらばさみを使用した方法の許可申請の場合

原則、許可しない。安全の確保や鳥獣の保護の観点から、他の方法では目的が達成できない等、やむを得ない事由が認められる場合は、鋸歯がなく、開いた状態における内径の最大長は12センチメートルを超えないものであり、衝撃緩衝器具を装着したものとする。

4) ツキノワグマの捕獲を目的とする許可申請の場合

はこわなに限るものとする。はこわなの形状については、やむを得ない理由を除き、人身事故防止および鳥獣の保護の観点からドラム缶製のはこわなを使用する。

② 標識の装着に関する基準

法第9条第12項に基づく標識の装着を行う。ただし、捕獲に許可を要するネズミ・モグラ類等の捕獲等の場合において、猟具の大きさ等の理由で用具ごとに標識を装着できない場合においては、猟具を設置した場所周辺に立て札等で標識を設置する方法によることもできる。

(4) 保護の必要性が高い種または地域個体群に係る捕獲許可の考え方

地域における生息数が少ない等保護の必要性が高い種または地域個体群や、第一種特定鳥獣保護計画を策定した種に係る捕獲許可は特に慎重に取り扱うものとし、捕獲によらなくても被害を防止する対策を優先させて行うものとする。また、有害鳥獣捕獲により捕獲した個体については、必要に応じて地域の関係者の理解のもとに、被害等のおよぶおそれが少ない地域へ放獣させる等の生息数の保護に努める。

(5) 鉛中毒が生じる蓋然性が高いと認められる地域に係る捕獲許可の考え方

捕獲実施区域と水鳥または希少猛禽類の生息地が重複しており、科学的な見地から、鉛中毒が生じる蓋然性が高いと認められる地域に係る捕獲許可に当たっては、鉛が暴露しない構造および素材の装弾を使用し、または捕獲個体の搬出の徹底を指導する。

(6) 特定外来生物に係る捕獲許可の考え方

外来生物法により特定外来生物に指定されている種(アライグマ、ヌートリア等)にあつては、生きた個体の運搬が禁止されている。特に、福井県全域に広く生息しているアライグマおよびヌートリアについては外来生物法に基づき、県および市町において防除実施計画を策定し、当該計画による防除により捕獲を実施する。

2-1 学術研究を目的とする場合

(1) 学術研究

原則として次の基準による。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

① 研究の目的および内容

次の1) から4) までのいずれにも該当するものであること。

1) 主たる目的が、理学、農学、医学、薬学等に関する学術研究であること。

ただし、学術研究が単に付随的な目的である場合は、学術研究を目的とした行為とは認めない。

2) 鳥獣の捕獲等または鳥類の卵の採取を行う以外の方法では、その目的を達成することができないと認められること。

3) 主たる内容が鳥獣の生態、習性、行動、食性、生理等に関する研究であること。

また、適正な全体計画の下でのみ行われるものであること。

4) 研究により得られた成果が、学会または学術誌等により、一般に公表されるものであること。

② 許可対象者

理学、農学、医学、薬学等に関する調査研究を行う者またはこれらの者から依頼を受けた者。

③ 鳥獣の種類・数

研究の目的を達成するために必要な種類または数(羽、頭または個)。ただし、外来鳥獣または生態系や農林水産業等に係る著しい被害を生じさせている鳥獣に関する学術研究を目的とする場合には、適切な種類または数(羽、頭または個)とする。

④ 期間

1年以内。

⑤ 区域

研究の目的を達成するために必要な区域とする。

⑥ 方法

次の各号に掲げる条件に適合するものであること。

1) 法第12条第1項または第2項に基づき禁止されている猟法(以下「禁止猟法」という。)ではないこと。

2) 殺傷または損傷(以下「殺傷等」という。)を伴う捕獲方法の場合は、研究の目的を達成するために必要と認められるものであること。ただし、外来鳥獣または生態系や農林水産業等に係る著しい被害を生じさせている鳥獣であつて、捕獲した個体を放鳥獣すべきでない認められる場合は、この限りでない。

⑦ 捕獲等または採取等後の措置

- 1) 殺傷等を伴う場合は、研究の目的を達成するために必要最小限と認められるものであること。
- 2) 個体識別等の目的でタグまたは標識の装着、体の一部の切除、マイクロチップの皮下への埋込み等を行う場合は、当該措置が鳥獣の生態に著しい影響を及ぼさないものであり、かつ研究の目的を達成するために必要であると認められるものであること。
- 3) 電波発信機、足環の装着等の鳥獣への負荷を伴う措置については、当該措置が研究の目的を達成するために必要であると認められるものであること。

なお、電波発信機を装着する場合には、原則として、必要期間経過後短期間のうちに脱落するものであること。また、装着する標識が脱落しない仕様である場合には、情報の収集・活用を促進する観点から標識の情報を公開するよう努めること。

⑧ 学術研究を目的とみなす捕獲等または採取等

環境教育の目的、環境影響評価のための調査目的、被害防除対策事業等のための個体の追跡の目的とする捕獲等または採取等は、学術研究の捕獲基準に準じて取り扱う。

(2) 標識調査（環境省足環を装着する場合）

原則として次の基準による。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

① 許可対象者

国もしくは都道府県の鳥獣行政事務担当職員または国もしくは都道府県より委託を受けた者（委託を受けた者から依頼された者を含む。）

② 鳥獣の種類・数

標識調査を主たる業務として実施している者においては、鳥類各種各 2,000 羽以内、3 年以上継続して標識調査を目的とした捕獲許可を受けている者においては、同各 1,000 羽以内、その他の者においては同各 500 羽以内。ただし、特に必要が認められる種については、この限りでない。

③ 期間

1 年以内。

④ 区域

「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則」（以下「規則」という。）第 7 条第 1 項第 7 号イからチまでに掲げる区域は除く。

⑤ 方法

網、わなまたは手捕。

⑥ 捕獲等または採取等後の措置

足環を装着し放鳥する。なお、外来鳥獣または生態系や農林水産業等に係る著しい被害を生じさせている鳥獣については、調査のための放鳥のほか、必要に応じて、殺処分等の措置を講じることができる。

2-2 鳥獣の保護を目的とする場合

(1) 第一種特定鳥獣保護計画に基づく鳥獣の保護

原則として次の基準によるほか、第一種特定鳥獣保護計画の目的が適正に達成されるよう行われるものとする。

① 許可対象者

国または地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員（出先の機関の職員を含む。）、第一種特定鳥獣保護計画に基づく事業の受託者、鳥獣保護巡視員その他特に必要と認められる者。

② 鳥獣の種類・数

第一種特定鳥獣保護計画の目標の達成のために適切かつ合理的な数（羽、頭または個）であること。

③ 期間

第一種特定鳥獣保護計画の達成を図るために必要かつ適切な期間とすること。なお、複数年にわたる期間を設定する場合には、第一種特定鳥獣保護計画の内容を踏まえ適切に対応する

- こと。
- ④ 区域
第一種特定鳥獣保護計画の達成を図るために必要かつ適切な区域とすること。
 - ⑤ 方法
可能な限り対象鳥獣の殺傷等を防ぐ観点から、適切な方法を採用すること。

(2) 鳥獣の保護に係る行政事務の遂行の目的

原則として次の基準による。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

- ① 許可対象者
国または地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員（出先の機関の職員を含む。）、国または地方公共団体から当該事務を受託した者、鳥獣保護巡視員その他特に必要と認められる者。
- ② 鳥獣の種類・数
必要と認められる種類および数（羽、頭または個）。
- ③ 期間
1年以内。
- ④ 区域
申請者の職務上必要な区域。
- ⑤ 方法
禁止猟法は認めない。

(3) 傷病により保護を要する鳥獣の保護の目的

原則として次の基準による。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

- ① 許可対象者
国または地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員（出先の機関の職員を含む。）、国または地方公共団体から当該事務を受託した者、鳥獣保護巡視員その他特に必要と認められる者。
- ② 鳥獣の種類・数
必要と認められる種類および数（羽、頭または個）。
- ③ 期間
1年以内。
- ④ 区域
必要と認められる区域。
- ⑤ 方法
禁止猟法は認めない。

2-3 鳥獣の管理を目的とする場合

(1) 第二種特定鳥獣管理計画に基づく数の調整を目的とする場合

- ① 許可対象者
原則として、銃器を使用する場合は第1種銃猟免許を所持する者（空気銃を使用する場合には第1種銃猟または第2種銃猟免許を所持する者）、銃器の使用以外の方法による場合は網猟免許またはわな猟免許を所持する者であること。ただし、銃器の使用以外の方法による法人に対する許可であって、以下の1)から4)の条件を全て満たす場合は、狩猟免許を受けていない者も許可対象者とすることができる。
 - 1) 従事者の中に猟法の種類に応じた狩猟免許所持者が含まれること
 - 2) 当該法人が従事者に対して講習会を実施することにより捕獲技術、安全性等が確保されていると認められること
 - 3) 当該免許を受けていない者が当該免許を受けている者の監督下で捕獲を行うこと
 - 4) 当該法人が地域の関係者と十分な調整を図っていると認められること
- ② 鳥獣の種類・数
第二種特定鳥獣管理計画の目標の達成のために適切かつ合理的な数（羽、頭または個）であ

ること。

③ 期間

第二種特定鳥獣管理計画の達成を図るために必要かつ適切な期間とすること。なお、複数年にわたる期間を設定する場合には、第二種特定鳥獣管理計画の内容を踏まえ適切に対応すること。捕獲等または採取等の対象以外の鳥獣の保護および繁殖に支障がある期間は避けるよう考慮すること。

④ 区域

第二種特定鳥獣管理計画の達成を図るために必要かつ適切な区域とすること。

⑤ 方法

空気銃を使用した捕獲等は、対象を負傷させた状態で取り逃がす危険性があるため、大型獣類についてはその使用を認めない。ただし、取り逃がす危険性の少ない状況において使用する場合には、この限りではない。

また、鳥獣の捕獲等に当たっては、鉛が暴露する構造および素材の装弾は使用しないよう努める。

(2) 鳥獣による生活環境、農林水産業または生態系に係る被害の防止を目的とする場合

① 被害の防止の目的での捕獲の基本的考え方

鳥獣による被害の防止の目的での捕獲（以下「有害鳥獣捕獲」という。）については、被害が現に生じているかまたはそのおそれのある場合に、その防止および軽減を図るために実施する。ただし、外来生物等については、当該個体を野外から完全排除するため、積極的な有害鳥獣捕獲を行う。

被害防止を効果的に行うため、連絡協議会等の開催等による関係諸機関との連携のもと、有害鳥獣捕獲に合わせて、地域全体で未収穫物の撤去等の生息地管理や被害防除施設の整備等が総合的に推進されるように努める。

このほか、被害防止の観点からも、日頃より人の生活に伴い排出される生ごみ等に鳥獣が依存し、被害が生じやすくなることがないよう生ごみ等の適正な処理や餌やり行為の防止について関係方面に周知徹底を図る。

2) 被害発生予察地図
【鳥 類】



【獣 類】



3) 予察表に係る方針等

被害等のおそれのある場合に実施する予察による有害鳥獣捕獲（以下「予察捕獲」という。）は、常時捕獲を行い、生息数を低下させる必要があるほど強い害性が認められる場合のみ許可する。

予察捕獲を実施するに当たっては、鳥獣の種類別、四半期別および地域別による被害発生予察表を作成する。予察表の作成に当たっては、過去5年間の鳥獣による被害等の発生状況および鳥獣の生息状況について、地域の実情に応じ、学識経験者等科学的見地から適切な助言および指導を行うことのできる者の意見を聴取しつつ、調査および検討を行う。

また、予察表においては、被害発生のおそれのある地区ごとに、農林水産物の被害や作付けの状況、鳥獣の生息状況の推移等を勘案し、被害・影響の発地域、時期等の予察をする。さらに、捕獲等または採取等の数の上限を設定する等、許可の方針を明らかにする。

なお、予察表に係る被害等の発生状況については、毎年点検し、その結果に基づき必要に応じて予察捕獲の実施を調整する等、予察捕獲の科学的、計画的実施に努めるものとする。

③ 鳥獣の適正管理の実施

1) 方針

鳥獣による農林業被害や人身への被害の防除に当たっては、鳥獣の種類ごとの生態を考慮し、より効果的な方法を検討する。そのために、対象とする鳥獣の生息状況、被害発生状況等に関する情報の収集およびその解析を行い、より効果的な方法が講じられるよう関係機関、市町等に対して指導する。

2) 防除方法の検討、個体群管理の実施等の計画

防除方法および個体数管理については、関係部局、市町等の協力を得ながら、自然保護センター等で情報の解析を行い、福井県鳥獣害対策連絡会において関係部局が相互に連携し、情報を共有することにより一層効果的な施策を推進する。

なお、ツキノワグマ、ニホンジカ、イノシシ、ニホンザルについては、福井県特定鳥獣保護管理計画検討委員会において、国、市町、関係団体等の意見を踏まえながら、適正管理を図る。

(第9表)

| 対象鳥獣名 | 年 度 | 防除方法の検討、個体数管理の実施等 | 備考 |
|--------|-----------------|---|----|
| ツキノワグマ | 令和4年度～ 令和8年度 | <ul style="list-style-type: none"> ・第一種特定鳥獣保護計画（ツキノワグマ）に基づき、被害防除、生息環境管理、個体数管理等を総合的に実施する。 ・「福井県ツキノワグマ人身被害対応マニュアル」に基づき、市町等との連携により人身被害防止対策を実施する。 | |
| ニホンジカ | 令和4年度～ 令和8年度 | <ul style="list-style-type: none"> ・第二種特定鳥獣管理計画（ニホンジカ）に基づき、被害防除、生息環境管理、個体数管理等を総合的に実施する。 ・毎年、生息状況や被害の発生状況のモニタリングを行い、検討委員会での協議により、特定計画にフィードバックしていく。 | |
| イノシシ | 令和4年度～ 令和8年度 | <ul style="list-style-type: none"> ・第二種特定鳥獣管理計画（イノシシ）に基づき、被害防除、生息環境管理、個体数管理等を総合的に実施する。 ・毎年、生息状況や被害の発生状況のモニタリングを行い、検討委員会での協議により、特定計画にフィードバックしていく。 | |
| ニホンザル | 令和4年度～ 令和8年度 | <ul style="list-style-type: none"> ・第二種特定鳥獣管理計画（ニホンザル）に基づき、被害防除、生息環境管理、個体数管理等を総合的に実施する。 ・毎年、生息状況や被害の発生状況のモニタリングを行い、検討委員会での協議により、特定計画にフィードバックしていく。 | |

| | | | |
|---------------------|-----------------|--|--|
| アライグマ | 令和4年度～ 令和8年度 | ・外来生物法に基づく県および各市町防除実施計画に基づき、野外からの排除を進めていく。 | |
| ヌートリア | 令和4年度～ 令和8年度 | ・外来生物法に基づく県および各市町防除実施計画に基づき、野外からの排除を進めていく。 | |
| ハクビシン | 令和4年度～ 令和8年度 | ・被害防止方法等について、市町関係者への指導を行う。 | |
| ハシブトガラス、 ハシボソガラス | 令和4年度～ 令和8年度 | ・被害防止方法等について、市町関係者への指導を行う。 | |
| サギ類 | 令和4年度～ 令和8年度 | ・被害防止方法等について、市町関係者への指導を行う。 ・集団営巣地の調査を実施する。 | |
| カワウ | 令和4年度～ 令和8年度 | ・カワウ広域協議会での協議により、被害防止方法等について関係市町への指導を行う。 ・生息状況調査を実施する。 | |
| その他の鳥獣 | 令和4年度～ 令和8年度 | ・必要に応じて生息状況調査や防除方法について調査を実施する。 ・必要に応じて個体数管理のための体制整備を検討する。 | |

④ 被害防止の目的での捕獲についての許可基準の設定

1) 方針

ア 基本的な方針

有害鳥獣捕獲の許可は、被害等の状況および防除対策の実施状況を的確に把握し、その結果、被害等が生じているかまたはそのおそれがあり、原則として防除対策によっても被害等が防止できないと認められるときに行う。

市町長が許可権者となっている狩猟鳥獣（ツキノワグマの場合にあつては、人または家畜に危害を及ぼすおそれのあるときに限る。）、ダイサギ、コサギ、トビ、カワラバト（ドバト）、ウソ、オナガ、ニホンザルおよび県知事が許可権者となっているアオサギ以外の鳥獣については、被害等が生じることはまれで、従来の捕獲実績もごく僅少であることにかんがみ、これらの鳥獣の有害鳥獣捕獲を目的とした許可に当たっては、被害の実態を十分に調査するとともに、捕獲以外の方法による被害防止方法を検討した上で許可する等、特に慎重に取り扱う。なお、保護の必要性が高い種は地域個体群に係る捕獲許可についても、特に慎重に取り扱う。

鳥獣保護区等における有害鳥獣捕獲のための許可は、鳥獣の適正な保護管理が確保されるように実施する。

また、外来鳥獣による農林水産業または生態系等に係る被害の防止を図る場合においては、当該外来鳥獣を根絶または抑制するため、積極的な有害鳥獣捕獲を図る。

イ 許可権限の市町長への委譲に関する方針

法第9条の規定に基づく有害鳥獣捕獲許可に関する事務については、福井県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき、その一部を市町が処理する。

ウ 有害鳥獣捕獲の実施に当たって留意事項

有害鳥獣捕獲の実施に当たっては、実施者に対し錯誤捕獲や事故の発生防止に万全の対策を講じさせ、また事前に関係地域住民等への周知を図らせるとともに、鳥獣捕獲許可証または従事者証の携帯および捕獲許可権者が貸与する腕章を装着させる。

また、必要に応じて、捕獲の実施への立会い等によりそれらが適正に実施されるよう対処する。

エ 特定鳥獣保護・管理計画に基づく個体数調整との関係

特定鳥獣を有害鳥獣捕獲する場合については、市町における捕獲数を定期的に把握する

等して、特定計画における捕獲目標数との整合性を図る。ただし、人身被害防止等のやむを得ない場合は、この限りではない。

オ 捕獲物の処理等

捕獲物等の処理方法については、申請の際に明らかにする。

なお、捕獲物等については、1 kmメッシュ（国土標準3次メッシュ）精度での捕獲地点、捕獲数、日時、種名の報告を、許可証の返納時に許可証に記載し報告させることを徹底し、必要に応じて写真を提出させる。特に、鳥類のカモ類、サギ類、スズメ類については報告の際に必要なに応じて写真を添付させるようにする。

2) 許可基準

許可基準は、次のア～オの各項および第10表のとおりとする。

ア 実施要綱

有害鳥獣捕獲は、「福井県有害鳥獣捕獲実施要綱」に基づいて適切な許可を行う。

イ 許可対象者

原則として、被害等を受けた者または被害等を受けた者から依頼された個人もしくは法人であって、銃器を使用する場合は第1種銃猟免許を所持する者（空気銃を使用する場合には第1種銃猟または第2種銃猟免許を所持する者）、銃器の使用以外の方法による場合は網猟免許またはわな猟免許を所持する者とする。

ただし、銃器の使用以外の方法による法人に対する許可であって、以下の(ア)から(エ)の条件を全て満たす場合は、狩猟免許を受けていない者も捕獲補助者として許可対象者としてすることができる。

(ア) 従事者の中に猟法の種類に応じた狩猟免許所持者が含まれること

(イ) 当該法人が従事者に対して講習会を実施することにより捕獲技術、安全性等が確保されていると認められること

(ロ) 当該免許を受けていない者が当該免許を受けている者の監督下で捕獲を行うこと

(エ) 当該法人が地域の関係者と十分な調整を図っていると認められること

また、法人に対しては、指揮監督の適正を期するため、それぞれの従事者が行う捕獲行為の内容および捕獲補助者が行う行為の内容を具体的に指示するとともに、従事者および捕獲補助者の台帳を整備するよう十分に指導する。

ウ 鳥獣の種類・数

(ア) 有害鳥獣捕獲の対象となる鳥獣の種類は、現に被害等を生じさせ、またはそのおそれのある種とする。

ただし、アライグマおよびヌートリアは、防除実施計画に基づく捕獲により実施する。

(イ) 鳥類の卵の採取等の許可は、原則として次のaまたはbに該当する場合のみ対象とする。

a 現に被害を発生させている個体を捕獲等することが困難であり、卵の採取等を行わなければ被害を防止する目的が達成できない場合

b 建築物等の汚染を防止するため、巣を除去する必要がある、併せて卵の採取等を行わなければ被害を防止する目的が達成できない場合

(ロ) 捕獲等または採取等の数は、被害を防止する目的を達成するために必要最小限の数（羽、頭または個）とする。

エ 期間

(ア) 有害鳥獣捕獲の期間は、原則として被害等が生じている時期のうち、最も効果的に有害鳥獣捕獲が実施できる時期であって、地域の実情に応じた有害鳥獣捕獲を無理なく完遂するため必要かつ適切な期間とし、次に定める期間内の必要最小限とする。

ただし、被害等の発生が予察される場合、または飛行場の区域内において航空機の安全な航行に支障を及ぼすと認められる特別な事由が認められる場合は、この限りでない。

a 鳥類 2か月 ただし、ハシボソガラス、ハシブトガラスをはこわなを用いて捕獲する場合は、最大3か月を超えないものとする。

b 獣類 3か月 ただし、県知事のツキノワグマに係る捕獲許可においては、最大2か月を超えないものとする。

(イ) 有害鳥獣捕獲対象以外の鳥獣の繁殖に支障がある期間は避けるよう考慮する。

(ロ) 予察捕獲の許可については、被害発生予察表に基づき計画的に行うよう努める。

オ 方法

- (ア) 原則として規則第 45 条に危険猟法として規定される手段を用いることは認めない。ただし、従来の捕獲実績等を考慮した最も効果のある方法で、かつ安全性の確保が可能なものであって、法第 37 条の規定による環境大臣の許可を受けたものについては、この限りではない。
- (イ) 空気銃を使用した捕獲等は、対象を負傷させた状態で取り逃がす危険性があるため、大型獣類についてはその使用を認めない。ただし、取り逃がす危険性の少ない状況において使用する場合には、この限りではない。
- (ウ) 鉛製銃弾を対象とした法第 15 条第 1 項に基づく指定猟法禁止区域および第 12 条第 1 項または第 2 項に基づき鉛製銃弾の使用を禁止している区域においては、禁止された鉛製銃弾は使用しないものとする。
また、猛禽類の鉛中毒を防止するため、鳥獣の捕獲等に当たっては、鉛が暴露する構造・素材の装弾は使用しないよう努める。
- (エ) 有害鳥獣捕獲の対象となる鳥獣の嗜好する餌を用いた捕獲方法を採用し、結果として被害等の発生の遠因を生じさせることのないよう指導を行う。
- (オ) 麻酔薬を使用した捕獲等は、麻酔投与による対象鳥獣の不動化には一定の時間を要し、対象鳥獣による逆襲等を受ける危険が想定される。このため、許可対象者は、民間事業者等の専門的技術を有する経験者に限るなど、安全に実施できる場合に限り許可できるものとするほか、法第 38 条の 2 に基づく許可が必要となる場合等のやむを得ない事由がある場合のみとする。

(第10表)

| 許可権者 | 鳥獣名 | 許可基準 | | | | | | | 被害農林水産物等の例 | 備考 | | | | | | |
|----------------------------------|-----------------|-----------------------------|--------|--------------------------|--|-----------------------------------|---|-------------|--------------------|----|------|--------------------------|---------------------------|----|---|--|
| | | 方法 | 区域 | 時期 | 日数 | 1許可当りの捕獲羽(頭)数 | 許可対象者 | 留意事項 | | | | | | | | |
| 市町 長 | ゴイサギ | 捕獲機、散弾銃、空気銃 | 必要区域 | 被害防止の目的を達成するために必要かつ適切な時期 | 必要な日数。ただし最大2か月(ハシブトガラス、ハシボソガラスは最大3か月)を超えないものとする。 | 10羽 | 原則、狩猟免許を所持する者(ただし銃による捕獲を除く)、市町、法第9条第8項に規定する環境大臣が定める法人 | | 水稲、糞汚染 | | | | | | | |
| | カルガモ | | | | | 20羽 | | | 水稲、大豆 | | | | | | | |
| | スズメ、ニューナイスズメ | | | | | 100羽 | | | 水稲、麦、野菜等 | | | | | | | |
| | ハシブトガラス、ハシボソガラス | | | | | 500羽 | | | 水稲、麦、野菜、果樹等、糞汚染 | | | | | | | |
| | ムクドリ、ヒヨドリ | | | | | 30羽 | | | 梨、糞汚染 | | | | | | | |
| | カワウ | | | | | 30羽 | | | アユ | | | | | | | |
| | カワラバト(ドバト) | | | | | 30羽 | | | 水稲、大豆、麦、柿 | | | | | | | |
| | トビ | | | | | 5羽 | | | 生活被害 | | | | | | | |
| | ダイサギ | | | | | 5羽 | | | 水稲、糞汚染 | | | | | | | |
| | コサギ | | | | | 5羽 | | | 水稲、糞汚染 | | | | | | | |
| | ウソ | | | | | 5羽 | | | 水稲、糞汚染 | | | | | | | |
| | オナガ | | | | | 5羽 | | | 水稲、糞汚染 | | | | | | | |
| | その他の狩猟鳥 | | | | | 5羽 | | | 水稲、野菜、果樹、糞汚染 | | | | | | | |
| | 知事 | | | | | ツキノワグマ(人または家畜に危害を及ぼすおそれのあるときに限る。) | | | はこわな、散弾銃、ライフル銃 | | 必要区域 | 被害防止の目的を達成するために必要かつ適切な時期 | 必要な日数。ただし最大3か月を超えないものとする。 | 3頭 | 原則、狩猟免許を所持する者(ただし銃による捕獲を除く)、市町、法第9条第8項に規定する環境大臣が定める法人 | |
| イノシシ | | はこわな、くくりわな、囲いわな(イノシシ、ニホンザル) | ニホンザル | 散弾銃、ライフル銃 | 第二種特定鳥獣管理計画の目標達成に必要な合理的、適切な数 | 制限無し | 水稲、麦、野菜、果樹等、人身・家畜被害 | | | | | | | | | |
| ニホンザル | | はこわな、くくりわな、捕獲機 | | | | | 水稲、麦、野菜、果樹等、人身・家畜被害 | | | | | | | | | |
| ニホンジカ | | | | | | | 水稲、麦、野菜、果樹等、スギ、ヒノキ | | | | | | | | | |
| ハクビシン | | はこわな、くくりわな、捕獲機 | 制限無し | 外来生物 | 野菜、果樹、糞汚染 | | | | | | | | | | | |
| シベリアイタチ | | 制限無し | 外来生物 | 糞汚染 | | | | | | | | | | | | |
| アライグマ | | 制限無し | 特定外来生物 | 野菜、果樹 | | | | | | | | | | | | |
| ヌートリア | | 制限無し | 特定外来生物 | 水稲、野菜 | | | | | | | | | | | | |
| その他の狩猟獣 | | 3頭 | | 水稲、野菜、果樹、糞汚染 | | | | | | | | | | | | |
| 環境大臣が許可する鳥類以外の鳥類の卵 | | 手捕り | 必要区域 | 被害防止の目的を達成するために必要かつ適切な時期 | 必要な日数。ただし最大2か月を超えないものとする。 | 必要最小限の数 | 原則、狩猟免許を所持する者(ただし銃による捕獲を除く)、市町、法第9条第8項に規定する環境大臣が定める法人 | 巢の撤去に伴う卵の採取 | 建築物等への汚染 | | | | | | | |
| 環境大臣または市町が許可する鳥獣以外の鳥獣(ツキノワグマを除く) | | 捕獲機、散弾銃、空気銃 | | | | 必要最小限の数 | | | 一部の鳥類種で水稲被害、生活環境被害 | | | | | | | |
| ツキノワグマ(人または家畜に危害を及ぼすおそれがないとき。) | はこわな | 3頭 | | | | スギ、ヒノキ | | | | | | | | | | |

⑤ 被害の防止の目的での捕獲の適正化のための体制の整備

1) 方針

有害鳥獣の適正化および迅速化を図るため、関係市町および農林水産業者等関係者に対する有害鳥獣捕獲制度の周知徹底を図るとともに、次に掲げる措置を実施する。

ア 市町による捕獲隊の編成

イノシシ、ニホンジカその他の鳥獣による農林水産業被害等が激甚な市町については、その市町ごとにあらかじめ捕獲隊（有害鳥獣捕獲を目的として編成された隊をいう。以下同じ。）を編成するよう指導するものとする。また、地域の実情に応じて鳥獣被害対策実施隊（鳥獣被害防止特措法第9条第1項に規定する鳥獣被害対策実施隊をいう。以下同じ。）と連携を図るよう指導する。

捕獲隊は、次の各号に該当する者により、編成する。

- (ア) 原則として当該市町に住所を有しており、被害の発生に応じ有害鳥獣捕獲に出動できること。
- (イ) 狩猟免許を所持していること。
- (ウ) 捕獲技術の優れた者であること。
- (エ) 過去に法および銃刀法等の法令に違反したことがないこと。ただし、狩猟免許の効力の停止処分があった場合については、効力停止期間満了後3年を経過した者、狩猟免許の取消し処分があった場合については、再度狩猟免許を受けた後3年を経過した者を除く。
- (オ) 狩猟者災害保険等に加入していること。

イ 関係者間の連携強化

被害等の防除対策に関する関係者が連携して円滑に有害鳥獣捕獲を実施するため、鳥獣行政部局、農林水産行政部局、天然記念物行政部局等の関係部局や森林管理署、地方農政局、地方環境事務所等との連携の強化に努めるとともに、関係地域において市町、森林管理署、農林水産業団体、地域住民等の関係者による連絡協議会等を設置するよう関係市町に助言する。

ウ 被害防止体制の充実

被害等が慢性的に発生している地域においては、必要に応じて、鳥獣の出没状況の把握・連絡、防護柵等の防除技術の普及、追い払い等の被害対策を行う体制の整備、効果的な取組み事例の紹介、被害実態等の市民への情報普及によりの確かな情報伝達および効果的な被害防止が図られるよう関係市町に助言する。

2) 捕獲隊編成指導の対象鳥獣名および対象地域

(第11表)

| 対象鳥獣名 | 対象地域 | 備考 |
|--|------|----|
| 狩猟鳥獣（ただし、ツキノワグマについては人および家畜に危害を及ぼすおそれのあるときに限る。）トビ、ダイサギ、コサギ、カワラバト（ドバト）、ウソ、オナガ、ニホンザル。鳥類は、ひなを含む。 | 県内全域 | |

3) 指導事項の概要

ア 有害鳥獣捕獲の実施に係る詳細については「福井県有害鳥獣捕獲実施要綱」による。

イ 有害鳥獣捕獲の実施に伴う錯誤捕獲や事故の防止については、万全の対策を講じる。

第四3-1(4) 錯誤捕獲防止を参照

ウ 有害鳥獣捕獲の実施に先立ち、関係地域住民等に対する周知を図り、また、有害鳥獣捕獲従事者に対し関係法令の遵守について必要な指導を行う。

エ 事務所長等または市町長は必要に応じて職員を有害鳥獣捕獲に立ち合わせる等により、適正に実施されるよう対処する。

オ 有害鳥獣捕獲に従事する際は、必ず許可証または従事者証を携帯するとともに、腕章等を装着するなどして、有害鳥獣捕獲従事者であることを明確にする。

カ 許可を受けた者が使用する猟具（銃器を除く）には、猟具ごとに、許可証に記載された知事名または市町長名、許可年月日、許可番号、許可有効期間、捕獲等または採取等の目的、捕獲等をしようとする鳥獣または採取しようとする鳥類の卵の種類および許可を受けた者の住所、氏名、電話番号を記載した標識を装着する。ただし、捕獲等に許可を要するネズミ、モグラ類を捕獲等する場合であって、猟具の大きさ等の理由で猟具ごとに標識を装着できない場合にあつては、猟具を設置した場所周辺に立て札等の方法で標識を設置する方法によることができる。

2-4 その他特別の事由の場合

それぞれの事由ごとの許可の範囲については、原則として次の基準による。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

(1) 博物館、動物園その他これに類する施設における展示の目的

- ① 許可対象者
博物館、動物園等の公共施設の飼育・研究者またはこれらの者から依頼を受けた者。
- ② 鳥獣の種類・数
展示の目的を達成するために必要な種類および数（羽、頭または個）。
- ③ 期間
6か月以内。
- ④ 区域
規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。
- ⑤ 方法
禁止猟法は認めない。

(2) 愛玩のための飼養の目的

愛玩のための飼養を目的とする捕獲等は認めない。ただし、知事が特別の事由（野外で野鳥を観察できない高齢者等に対し自然とふれあう機会を設けることが必要である等）があると認める場合はこの限りではない。また、この場合においても次の基準による。

なお、申請者に対して今後の検討方向の周知に努める。

- ① 許可対象者
自ら飼養しようとする者（当該者が現に飼養許可に係る鳥獣を飼養しておらず、かつ5年以内に当該者または当該者から依頼された者が愛玩飼養のための捕獲許可を受けたことがない場合に限り。）またはこれらの者から依頼を受けた者。
- ② 鳥獣の種類・数
メジロに限る。許可対象者当たり1羽とし、かつ、飼養しようとする者の属する世帯当たり1羽とする。
- ③ 期間
繁殖期間中は認めない。
- ④ 区域
住所地と同一都道府県内の区域（規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域および自然公園、自然休養林、風致地区等自然を守ることが特に要請されている区域を除く。）。
- ⑤ 方法
禁止猟法は認めない。ただし、とりもちを用いる場合であつて、錯誤捕獲を生じない等、適正な使用が確保されると認められる場合は、この限りでない。

(3) 養殖している鳥類の過度の近親交配の防止

- ① 許可対象者
鳥類の養殖を行っている者またはこれらの者から依頼を受けた者。
- ② 鳥獣の種類・数
人工養殖が可能と認められる種類であること。過度の近親交配の防止に必要な数（羽または個）とすること。放鳥を目的とする養殖の場合は放鳥予定地の個体とする。
- ③ 期間
6か月以内。
- ④ 区域
住所地と同一都道府県内の区域（規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。）。ただし、特に必要が認められる場合は、この限りでない。
- ⑤ 方法
網、わなまたは手捕。

(4) 鵜飼漁業への利用

- ① 許可対象者
鵜飼漁業者またはこれらの者から依頼を受けた者。
- ② 鳥獣の種類・数
ウミウまたはカワウ。鵜飼漁業への利用の目的を達成するために必要な数（羽または個）。
- ③ 期間
6か月以内。
- ④ 区域
規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。
- ⑤ 方法
手捕。

(5) 伝統的な祭礼行事等に用いる目的

- ① 許可対象者
祭礼行事、伝統的な生活様式の継承に係る行為（いずれも、現在まで継続的に実施されてきたものに限る。）の関係者またはこれらの者から依頼を受けた者（登録狩猟や他の目的での捕獲または採取により、当該行事等の趣旨が達成できる場合を除く。）。
- ② 鳥獣の種類・数
伝統的な祭礼行事等に用いる目的を達成するために必要な数（羽、頭または個）。捕獲し、行事等に用いた後は放鳥獣とする（致死させる事によらなければ行事等の趣旨を達成できない場合を除く。）。
- ③ 期間
30日以内。
- ④ 区域
規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。
- ⑤ 方法
禁止猟法は認めない。

(6) 前各号に掲げるもののほか公益上の必要があると認められる目的
捕獲等または採取等の目的に応じて個々の事例ごとに判断する。

3 その他、鳥獣の捕獲等および鳥類の卵の採取等の許可に関する事項

3-1 捕獲許可した者への指導

(1) 捕獲物または採取物の処理等

捕獲物等については、鉛中毒事故等の問題を引き起こすことのないよう、原則として持ち帰って適切に処理することとし、やむを得ない場合は生態系に影響を与えないような適切な方法で埋設することにより適切に処理し、山野に放置することのないよう指導する。

また、捕獲物等は、違法なものと誤認されないようにする。特に、ツキノワグマおよびニホンカモシカについては、違法に輸入されたり国内で密猟された個体の流通を防止する観点から、目印標（製品タグ）の装着により、国内で適法に捕獲された個体であることを明確にさせる。

なお、捕獲個体を致死させる場合は、「動物の殺処分方法に関する指針」（平成7年総理府告示第40号）に準じ、できる限り苦痛を与えない方法によるよう指導する。

また、申請者に対し、下記の内容について十分に周知を図る。

- ・ 錯誤捕獲した個体は原則、放鳥獣を行わなければならないが、所有および活用はできないこと。ただし、錯誤捕獲された外来鳥獣または生態系や農林水産業等に係る著しい被害を生じさせている鳥獣の放鳥獣は適切でないことから、これらの鳥獣が捕獲される可能性がある場合には、あらかじめ捕獲申請を行うよう指導し、適切に対応する。
- ・ 捕獲許可申請に記載された捕獲個体の処理の方法が実際と異なる場合は法第9条第1項違反となる場合があること。
- ・ 狩猟鳥獣以外において、捕獲された個体を生きたまま譲渡する場合には飼養登録等の手続が必要となる場合があること。

（2）従事者の指揮監督

法人に対しては、指揮監督の適正を期するため、それぞれの従事者が行う捕獲行為の内容を具体的に指示するとともに、従事者の台帳を整備するよう十分に指導する。

（3）危険の予防

捕獲等または採取等の実施に当たっては、実施者に対し錯誤捕獲や事故の発生防止に万全の対策を講じさせるとともに、事前に関係地域住民等へ周知するよう指導する。

（4）錯誤捕獲の防止

ツキノワグマの生息地域であって錯誤捕獲のおそれがある場合については、地域の事情を踏まえつつ、ツキノワグマの出没状況を確認しながら、わなの形状、餌付け方法等を工夫して錯誤捕獲を防止するよう指導する。また、ツキノワグマの錯誤捕獲に対して迅速かつ安全な放獣が実施できるように、放獣体制の整備に努める。

3-2 許可権限の市町長への委譲

有害鳥獣捕獲許可については、平成9年に種を限定した上で市町に権限の委譲を行っている。

その他の県知事の権限に属する鳥獣の捕獲許可に係る事務については、鳥獣の生息数および分布等を踏まえた広域的な見地からの必要性ならびに市町における鳥獣の保護管理の実施体制の整備状況等を勘案し、対象とする市町や種を限定した上で、適切に市町長に委譲され、特定計画との整合等、制度の円滑な運営が図られるように努める。

また、絶滅のおそれのある地域個体群または保護の必要性が高い種もしくは地域個体群に係る捕獲許可の権限を市町長に委譲する場合等、委譲後特に慎重な保護が求められる場合は、当該市町における十分な判断体制の整備等に配慮する。

なお、捕獲等または採取等を行う区域が多数の市町に及び、多数の申請が必要になる場合には、市町間の連携を図る等により制度の合理的な運用を図り、申請者に手続上過度の負担を課すことにならないよう配慮する。

3-3 鳥類の飼養登録

鳥類の違法な飼養が依然として見受けられることに鑑み、以下の点に留意しつつ、個体管理のための足環の装着等適正な管理が行われるよう努める。

- （1）登録票の更新は、飼養個体と装着許可証（足環）を照合し確認した上で行うこと。

- (2) 平成元年度の装着許可証（足環装着）導入以前から更新されている等の長期更新個体については、羽毛の光沢や虹色彩、行動の敏捷性等により高齢個体の特徴を視認すること等により、個体のすり替えが行われていないことを慎重に確認した上で更新を行うこと。
- (3) 装着許可証の毀損等による再交付は原則として行わず、毀損時の写真、足の状況等により確実に同一個体と認められる場合にのみについて行う。
- (4) 愛玩飼養を目的とした捕獲許可により捕獲された個体を譲り受けた者から届出があった場合、譲渡の経緯等を確認することにより 1 人が複数の個体を飼養する等、不正な飼養が行われないようにすること。
また、違法に捕獲した鳥獣については、飼養についても禁止されているので、不正な飼養が行われないよう適正な管理に努める。

3-4 販売禁止鳥獣等の販売許可

(1) 許可の考え方

販売禁止鳥獣等の販売許可にあたっては、以下の①および②のいずれにも該当する場合に許可する。

- ① 販売の目的が規則第 23 条に規定する目的に適合すること。
- ② 捕獲したヤマドリの食用品としての販売等、販売されることによって違法捕獲または捕獲物の不適切な処理が増加し個体数の急速な減少を招く等、その保護に重大な支障を及ぼすおそれのあるものでないこと。

(2) 許可の条件

販売許可証を交付する場合に付す条件は、販売する鳥獣の数量、所在地および販売期間、販売した鳥獣を放鳥獣する場所（同一地域個体群）等とする。

3-5 住居集合地等における麻醉銃猟の実施に当たっての留意事項

住居集合地域等において麻醉銃猟をする場合においては、生活環境に係る被害の防止を目的とし、法第 9 条にもとづく捕獲許可（ツキノワグマとカモシカの捕獲等は、県知事許可によるものとする）および、法第 38 条の 2 第 1 項の規定による県知事の許可を得ること。麻醉薬の種類および量により危険猟法に該当する場合においては、法第 37 条の規定による環境大臣の許可を得なければならない。

第五 特定猟具使用禁止区域および特定猟具使用制限区域に関する事項

1 特定猟具使用禁止区域の指定

(1) 方針

特定猟具使用に伴う危険の予防または指定区域の静穏の保持のため、以下の区域を特定猟具使用禁止区域に指定するよう努める。

第12次鳥獣保護事業計画終了時の特定猟具使用禁止区域は69箇所27,883haであり、特定猟具使用に伴う危険の予防に十分な役割を果たしていると考えられ、本計画期間中においても、毎年、関係者の意見を聞き、特定猟具使用禁止区域を指定していく。なお、指定期間を満了する既指定の特定猟具使用禁止区域については、関係者の意見を聞き、必要に応じて境界を見直した上で再指定する。

① 銃猟に伴う危険を予防するための地区

銃猟による事故が頻発している地区、学校の所在する地区、病院の近傍、農林水産業上の利用が恒常的に行われることにより人の所在する可能性が高い場所、レクリエーション等の目的のため利用する者が多いと認められる場所、公道、都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第6項の都市計画施設である公共空地等、市街地、人家稠密な場所および衆人群衆の集まる場所が相当程度の広がりをもって集中している場所、その他銃猟による事故発生のおそれのある区域

② 静穏を保持するための地区

法第9条第3項第4号に規定する指定区域（社寺境内および墓地）

③ わな猟に伴う危険を予防するための地区

学校や通学路の周辺、子供の遊び場となっているような空き地およびその周辺、自然観察路、野外レクリエーション等の目的のため利用する者が多いと認められる場所、その他わな猟による事故発生のおそれの高い区域

(2) 特定猟具使用禁止区域指定計画

(第12表)

| | 既指定 特定猟具 使用禁止 区域(A) | | 本計画期間に指定する特定猟具使用禁止区域 | | | | | | | 本計画期間に 区域拡大する 特定猟具使用 禁止区域 | |
|-------------------|------------------------------|--------|----------------------|----------|----------|----------|----------|-------|-------------|------------------------------------|--|
| | | | R4 年度 | R5 年度 | R6 年度 | R7 年度 | R8 年度 | 計(B) | R4~R8 年度 | 計 (C) | |
| 銃猟に伴う危険を予防するための区域 | 箇所 | 69 | 箇所 | 5 | 10 | 10 | 8 | 10 | 43 | | |
| | 面積 (ha) | 27,883 | 変動 面積 | 426 | 3,588 | 4,841 | 8,220 | 6,250 | 23,325 | | |

| | | 本計画期間に 区域縮小する 特定猟具使用 禁止区域 | 本計画期間に廃止または期間満了により消滅 する特定猟具使用禁止区域 | | | | | | | 計画期 間中の 増減 (減: △) | 計画終 了時の 特定猟 具使用 禁止区 域 |
|-------------------|------------|------------------------------------|--------------------------------------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|-------------------------------|--------------------------------------|
| | | | R4~R8 年度 | 計 (D) | R4 年度 | R5 年度 | R6 年度 | R7 年度 | R8 年度 | | |
| 銃猟に伴う危険を予防するための区域 | 箇所 | | | 5 | 10 | 10 | 8 | 10 | 43 | 0 | 69 |
| | 面積 (ha) | | | 426 | 3,588 | 4,841 | 8,220 | 6,250 | 23,325 | 0 | 27,883 |

(3) 特定猟具使用禁止区域指定内訳

(第13表)

| 銃猟に伴う危険を予防するための区域 | | | | | |
|-------------------|-----------------------------|-------------------------|----------|------------------------------|-----|
| 年度 | 特定猟具 使用禁止 区域指定 所在地 | 特定猟具使用禁止区域名称 (特定猟具名) | 指定面 積 | 指定期間 | 備 考 |
| R4 | あわら市 | 前谷特定猟具使用禁止区域 (銃) | 201 | 令和4年11月1日から 令和14年10月31日まで | 再指定 |
| | あわら市 | 竹田川特定猟具使用禁止区域 (銃) | 57 | 令和4年11月1日から 令和14年10月31日まで | 再指定 |
| | 福井市 | 河合特定猟具使用禁止区域 (銃) | 118 | 令和4年11月1日から 令和14年10月31日まで | 再指定 |
| | あわら市 | 権世川特定猟具禁止区域 (銃) | 42 | 令和4年11月1日から 令和14年10月31日まで | 再指定 |
| | 鯖江市 | 松成特定猟具使用禁止区域 (銃) | 8 | 令和4年11月1日から 令和14年10月31日まで | 再指定 |
| 計 | | 5カ所 | 426 | | |
| R5 | 坂井市 | 大針特定猟具使用禁止区域 (銃) | 150 | 令和5年11月1日から 令和15年10月31日まで | 再指定 |

| | | | | | |
|----|------|-------------------------|-------|------------------------------|-----|
| | おおい町 | 宮留特定猟具使用禁止区域 (銃) | 358 | 令和5年11月1日から 令和15年10月31日まで | 再指定 |
| | 福井市 | 森田特定猟具使用禁止区域 (銃) | 331 | 令和5年11月1日から 令和15年10月31日まで | 再指定 |
| | 勝山市 | 勝山特定猟具使用禁止区域 (銃) | 535 | 令和5年11月1日から 令和15年10月31日まで | 再指定 |
| | 越前市 | 武生特定猟具使用禁止区域 (銃) | 620 | 令和5年11月1日から 令和15年10月31日まで | 再指定 |
| | 敦賀市 | 敦賀特定猟具使用禁止区域 (銃) | 1,474 | 令和5年11月1日から 令和15年10月31日まで | 再指定 |
| | あわら市 | 中番特定猟具使用禁止区域 (銃) | 62 | 令和5年11月1日から 令和15年10月31日まで | 再指定 |
| | 若狭町 | 気山特定猟具使用禁止区域 (銃) | 50 | 令和5年11月1日から 令和15年10月31日まで | 再指定 |
| | 福井市 | 篠尾町特定猟具使用禁止区域 (銃) | 4 | 令和5年11月1日から 令和15年10月31日まで | 再指定 |
| | 坂井市 | 兵庫川特定猟具使用禁止区域 (銃) | 4 | 令和5年11月1日から 令和15年10月31日まで | 再指定 |
| 計 | | 10カ所 | 3,588 | | |
| R6 | あわら市 | 青ノ木特定猟具使用禁止区域 (銃) | 345 | 令和6年11月1日から 令和16年10月31日まで | 再指定 |
| | 鯖江市 | 鯖江特定猟具使用禁止区域 (銃) | 1,376 | 令和6年11月1日から 令和16年10月31日まで | 再指定 |
| | 小浜市 | 小浜湾特定猟具使用禁止区域 (銃) | 654 | 令和6年11月1日から 令和16年10月31日まで | 再指定 |
| | 福井市 | 下六条特定猟具使用禁止区域 (銃) | 420 | 令和6年11月1日から 令和16年10月31日まで | 再指定 |
| | 福井市 | 大安寺特定猟具使用禁止区域 (銃) | 333 | 令和6年11月1日から 令和16年10月31日まで | 再指定 |
| | 大野市 | 大野特定猟具使用禁止区域 (銃) | 785 | 令和6年11月1日から 令和16年10月31日まで | 再指定 |
| | 越前町 | 八田新保特定猟具使用禁止区域 (銃) | 15 | 令和6年11月1日から 令和16年10月31日まで | 再指定 |
| | 小浜市 | 小浜特定猟具使用禁止区域 (銃) | 665 | 令和6年11月1日から 令和16年10月31日まで | 再指定 |
| | おおい町 | 名田庄特定猟具使用禁止限区域 (銃) | 72 | 令和6年11月1日から 令和16年10月31日まで | 再指定 |
| | 福井市 | 文殊北特定猟具使用禁止区域 (銃) | 176 | 令和6年11月1日から 令和16年10月31日まで | 再指定 |
| 計 | | 10カ所 | 4,841 | | |
| R7 | あわら市 | 伊井特定猟具使用禁止区域 (銃) | 16 | 令和7年11月1日から 令和17年10月31日まで | 再指定 |
| | 永平寺町 | 五領特定猟具使用禁止区域 (銃) | 872 | 令和7年11月1日から 令和17年10月31日まで | 再指定 |
| | 福井市 | 福井北特定猟具使用禁止区域 (銃) | 4,795 | 令和7年11月1日から 令和17年10月31日まで | 再指定 |
| | 福井市 | 福井南特定猟具使用禁止区域 (銃) | 1,014 | 令和7年11月1日から 令和17年10月31日まで | 再指定 |
| | 若狭町 | 三方水月湖特定猟具使用禁止区 域 (銃) | 80 | 令和7年11月1日から 令和17年10月31日まで | 再指定 |

| | | | | | |
|----|--------|---------------------|--------|------------------------------|-----|
| | 坂井市 | 丸岡特定猟具使用禁止区域（銃） | 492 | 令和7年11月1日から 令和17年10月31日まで | 再指定 |
| | 坂井市 | 磯部川特定猟具使用禁止区域（銃） | 867 | 令和7年11月1日から 令和17年10月31日まで | 再指定 |
| | 越前市 | 今立西武特定猟具使用禁止区域（銃） | 84 | 令和7年11月1日から 令和17年10月31日まで | 再指定 |
| 計 | | 8カ所 | 8,220 | | |
| R8 | あわら市 | 牛ノ谷特定猟具使用禁止区域（銃） | 105 | 令和8年11月1日から 令和18年10月31日まで | 再指定 |
| | あわら市 | 芦原青年の家特定猟具使用禁止区域（銃） | 10 | 令和8年11月1日から 令和18年10月31日まで | 再指定 |
| | あわら市 | 宮前特定猟具使用禁止区域（銃） | 8 | 令和8年11月1日から 令和18年10月31日まで | 再指定 |
| | 坂井市 | テクノポート特定猟具使用禁止区域（銃） | 1,680 | 令和8年11月1日から 令和18年10月31日まで | 再指定 |
| | 福井市 | 足羽川特定猟具使用禁止区域（銃） | 151 | 令和8年11月1日から 令和18年10月31日まで | 再指定 |
| | 福井・鯖江市 | 経ヶ岳特定猟具使用禁止区域（銃） | 550 | 令和8年11月1日から 令和18年10月31日まで | 再指定 |
| | 鯖江市 | 日野川特定猟具使用禁止区域（銃） | 1,360 | 令和8年11月1日から 令和18年10月31日まで | 再指定 |
| | 敦賀市 | 敦賀湾特定猟具使用禁止区域（銃） | 1,746 | 令和8年11月1日から 令和18年10月31日まで | 再指定 |
| | 高浜町 | 安土山特定猟具使用禁止区域（銃） | 520 | 令和8年11月1日から 令和18年10月31日まで | 再指定 |
| | 敦賀市 | 中池見特定猟具使用禁止区域（銃） | 120 | 令和8年11月1日から 令和18年10月31日まで | 再指定 |
| 計 | | 10カ所 | 6,250 | | |
| 合計 | | 43カ所 | 23,325 | | |

2 特定猟具使用制限区域の指定

既存の区域および指定計画はないが、狩猟者の集中的入猟が予想される場合など、人身や財産に対する危険防止の観点から、必要に応じ、特定猟具使用制限区域に指定することを検討する。

3 指定猟法禁止区域

(1) 指定の考え方

指定猟法禁止区域については、地域の鳥獣の保護の見地からその鳥獣の保護のために必要な区域であって、環境大臣の指定する区域外について指定する。

特に鉛製銃弾の使用については、鳥獣の鉛中毒が生じ、または水鳥もしくは希少猛禽類の生息地において、鳥獣の管理を目的とする銃器による捕獲が集中的、継続的または高頻度で実施され、鳥獣への鉛中毒が懸念される地域について、鳥獣の鉛汚染の状況等の現状を把握し、分析・評価した上で、必要に応じて関係機関および土地所有者または占有者との調整を行いつつ、指定猟法禁止区域の指定を進める。

また、鉛製銃弾以外であってわなを用いた捕獲等、地域の鳥獣の保護の見地からその鳥獣の保護のために必要が生じたときには、科学的かつ客観的な情報の収集・分析を行い、関係機関および土地所有者または占有者との調整を行いつつ、必要に応じて指定猟法禁止区域の指定を進める。

(2) 許可の考え方

指定猟法禁止区域内における指定猟法による捕獲等については、指定猟法による捕獲等によっ

て、地域的に鳥獣の生息に著しい影響を及ぼすおそれがある等、鳥獣の保護に支障がある場合、または指定猟法による捕獲等によって当該地域の動植物相に著しい影響を及ぼす等、生態系の保護に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合以外に許可する。

(3) 条件の考え方

指定猟法禁止区域内における指定猟法による捕獲等の許可に当たっての条件は、許可の期間の限定、区域の限定、鳥獣の種類および数の限定のほか、捕獲物の処理の方法等について付す。

第六 特定計画の作成に関する事項

1 特定計画作成の目的

特定計画は、科学的・計画的な保護または管理を広域的・継続的に推進することにより、人と鳥獣との適切な関係の構築に資することを目的として作成する。

(1) 第一種特定鳥獣保護計画

第一種特定鳥獣保護計画の対象とする鳥獣は、絶滅のおそれが生じている、もしくはその可能性が生じる鳥獣であって、生物多様性の確保、生活環境の保全または農林水産業の健全な発展を図りつつ、科学的、計画的に地域個体群の安定的維持または保護を行う必要がある鳥獣とする。

(2) 第二種特定鳥獣管理計画

第二種特定鳥獣管理計画の対象とする鳥獣は、生息数の著しい増加または生息地の範囲の拡大により、顕著な農林水産業被害等の人とのあつれきが深刻化している鳥獣、自然生態系の攪乱を引き起こしている鳥獣等であって、生物の多様性の確保、生活環境の保全または農林水産業の健全な発展を図るため、長期的な観点から当該鳥獣の地域個体群の安定的な維持を図りつつ、当該鳥獣の生息数を適正な水準に減少させ、またはその生息地を適正な範囲に縮小させる必要があると認められるものとする。

2 計画期間

特定計画の期間は、原則として3～5年間とし、上位計画である本計画との整合性を図るため、原則として本計画の有効期間内で設定する。ただし、個別の事情により本計画の計画期間をまたいで期間を設定する場合は、本計画の改定に合わせて、必要な改定を行う。

なお、特定計画の有効期間内であっても、計画の対象となる鳥獣の生息状況や社会的状況に大きな変動が生じた場合は、必要に応じて改定等を行う。

3 対象地域

特定計画の対象地域は県内一円とするが、対象とする地域個体群が県域を越えて分布する場合は、当該府県と整合のとれた対象地域を定めることのできるよう協議・調整を行う。

4 関係地方公共団体との協議

都道府県の行政界を越えて分布する地域個体群の保護または管理を関係地方公共団体が連携して実施する場合は、計画の対象とする地域個体群がまたがって分布する都道府県等と協議する。

第一種特定鳥獣保護計画

(表 14 表)

| 特定計画策定年度 | 特定計画作成の目的 | 対象鳥獣の種類 | 計画の期間 | 対象区域 | 備考 |
|---|--|---------|------------------|------|------------------------------------|
| 平成 21 年度 (平成 29 年度第 2 期) (令和 4 年度第 3 期) | 白山奥美濃地域 個体群および近 畿東部地域個体 群と人との共生 | ツキノワグマ | 平成 21～令和 8 年度 | 県内全域 | 白山・奥美濃地 域個体群広域 保護管理指針 (国) |

第二種特定鳥獣管理計画

| 特定計画策定年度 | 特定計画作成の目的 | 対象鳥獣の種類 | 計画の期間 | 対象区域 | 備考 |
|---|----------------------------|---------|---------------|------|----|
| 平成 16 年度 (平成 20 年度第 2 期) (平成 24 年度第 3 期) (平成 29 年度第 4 期) (令和 4 年度第 5 期) | 農林業被害の軽減および地域個体群と人との共生 | ニホンジカ | 平成 24～令和 8 年度 | 県内全域 | |
| 平成 22 年度 (平成 29 年度第 2 期) (令和 4 年度第 3 期) | 農業被害の軽減および地域個体群と人との共生 | イノシシ | 平成 22～令和 8 年度 | 県内全域 | |
| 平成 27 年度 (令和 4 年度第 2 期) | 農業被害・生活被害の軽減および地域個体群と人との共生 | ニホンザル | 平成 27～令和 8 年度 | 県内全域 | |

5 実施計画の作成

特定計画の目標を効果的・効率的に達成するため、各特定計画の必要性に応じ、年度ごとに実施計画を作成する。

第七 鳥獣の生息の状況の調査に関する事項

1 方針

県内に生息する鳥獣の種類、分布状況、生息数の推移等を把握するため、各種調査を実施する。また、自然保護センター、県内外の研究機関、研究者および近隣府県と連携しつつ、調査研究体制の整備に努める。

なお、必要に応じて狩猟や有害鳥獣捕獲による目撃・捕獲情報を効率的に集積する。さらに、各種調査の実施に当たっては、情報を国土標準メッシュおよび鳥獣保護区等位置図に印刷されたメッシュを単位として収集する。これら収集された情報については、鳥獣の保護、管理に活用する。

2 鳥獣の生態に関する基礎的な調査

(1) 方針

これまで、種の生物多様性調査（哺乳類分布調査）や生息数調査によりツキノワグマ、ニホンジカ等の生息状況等の調査を実施しているが、今後も継続的かつ効果的な調査を実施する。

鳥類については、ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査および定点調査と、鳥獣保護区等において鳥獣の生息動向調査を行い、指定効果の確認に努める。またカワウなどのその他の鳥獣についても鳥獣保護対策の一環として生息分布の把握に努める。

(2) 鳥獣生息分布調査

県内に生息する鳥獣の種類、生態、分布、繁殖の状況、出現の季節等を継続的に調査する。保護および管理を図る上で、特に重要な種については、最新の調査に基づく生息分布の把握に努める。

(第 15 表)

| 対象 鳥獣名 | 調査年度 | 調査方法・内容 | 調査地域 | 調査時期 |
|-----------|---------------------|---|------|--------------|
| カワウ | 令和 4 年度～ 令和 8 年度 | 各調査地点においては 2 時間程度の定点および移動調査を実施し、営巣地やねぐらへのカワウの出入り状況を年 3 回調査する。 | 県下全域 | 7 月、12 月、3 月 |
| サギ類 | 令和 4 年度～ 令和 8 年度 | 県内のサギ類の大規模営巣地において、2 時間程度の定点調査を実施し、営巣地への出入状況を調査する。 | 県下全域 | 6 月 |

(3) 渡り鳥保全調査

本県に飛来する渡り鳥の生息状況を把握し、その保全対策に資するために昭和 55 年度から毎年実施している。本計画期間中は既指定鳥獣保護区および指定予定地を重点的に調査するものとする。なお、調査結果については自然保護センター研究報告により公表する。

(第 16 表)

| 対象地域名 | 調査年度 | 調査方法・内容 | 備考 |
|--|---------------------|-------------------------------|----|
| 年度ごとに概ね 10 カ所の調査地点を設ける。保護上重要な種の生息地については調査定点を設ける。 | 令和 4 年度～ 令和 8 年度 | 鳥類の分布状況について、各調査地につき年 2 回調査する。 | |

(4) ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査

県内に所在する鳥類の主な渡来地について、種別の生息数や飛来時期等、その越冬状況を明らかにするため、ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査を実施する。本調査は、毎年 1 月中旬の別に定める日に実施する全国的な一斉調査を基本として行う。

(第17表)

| 対象地域名 | 調査年度 | 調査方法・内容 | 備考 |
|--|-----------------|--|----|
| 福良ヶ池、北潟湖、大堤、九頭竜川河口流域、九頭竜川中流域、九頭竜川中上流域、日野川、猪ヶ池、阿原ヶ池、久々子湖、菅湖、三方湖、水月湖、小浜湾、足羽川、福井新港、坂井平野 | 令和4年度～ 令和8年度 | 各調査地に定点およびルートを設定して、その地域に生息するガン・カモ・ハクチョウ類の種類別の渡来数および生息状況等を把握する。 | |

(5) 狩猟鳥獣生息調査

主要な狩猟鳥獣については、狩猟等による、生息状況および生息環境の変化の状況を調査する。狩猟による捕獲数の多いキジ・ヤマドリについては、出合い数調査を継続して生息数の変化を把握する。

放鳥するキジに標識を付け、放鳥による効果を測定し、当該地域での定着状況を調査する。生息数の減少が懸念される狩猟鳥獣については、その生息数や生息密度を含めて重点的に調査を行う。指定管理鳥獣である狩猟鳥獣は、狩猟による捕獲の結果を個体数推定の基礎情報として活用する。

(第18表)

| 対象鳥獣 | 調査年度 | 調査内容、調査方法 | 備考 |
|-------------------|-----------------|--|---|
| ニホンジカ、ツキノワグマ、イノシシ | 令和4年度～ 令和8年度 | 鳥獣の種ごとに狩猟者が出猟した際に目撃または捕獲等した個体の位置、性別等に関する情報を収集する。 | 狩猟者に調査用紙を配布して出猟時の情報を記入してもらい、狩猟者登録証の返納時に提出させる。 |

(6) 第一種特定鳥獣および第二種特定鳥獣ならびに指定管理鳥獣の生息状況調査

第一種特定鳥獣および第二種特定鳥獣の生態の基礎調査、捕獲等情報調査、密度指標調査および被害状況調査を行う。

(第19表)

| 対象鳥獣名 | 調査年度 | 調査内容、調査方法 | 備考 |
|-------------------------|-----------------|--|----|
| ニホンジカ、イノシシ、ツキノワグマ、ニホンザル | 令和4年度～ 令和8年度 | 有害鳥獣捕獲や被害発生状況等に関する情報を収集する。位置情報については1kmメッシュ(国土標準3次メッシュ)を単位として整備することとする。 | |

3 法に基づく諸制度の運用状況調査

(1) 鳥獣保護区等の指定・管理等調査

鳥獣保護区等の指定・管理等を適正に行うため、対象となる地域において鳥獣の生息状況、生息環境、被害等の計画的・継続的な調査を行う。

(第20表)

| 対象地域名 | 調査年度 | 調査方法・内容 | 備考 |
|----------|-------------|-----------------------------------|----|
| 既指定鳥獣保護区 | 令和4年度～令和8年度 | 鳥獣の生息状況、生育環境、被害等について計画的・継続的に調査する。 | |

(2) 捕獲等情報収集調査

法に基づいて行われる捕獲(狩猟、許可捕獲および指定管理鳥獣捕獲等事業捕獲)については、あらかじめ捕獲努力量、捕獲年月日、捕獲の位置情報、捕獲個体の性別、捕獲個体の幼獣(鳥)・成獣(鳥)の別、目撃数等のうちから収集するべき基本的な項目を定め、捕獲を行った者から報告させる。特に、指定管理鳥獣については、これらの結果から、単位努力量当たりの捕獲数および目撃数の算定や、個体数の推定等を行い、生息状況や鳥獣捕獲等事業の効果等を評価する。また、捕獲に従事する者に対して、錯誤捕獲の実態(種類、数、時期、錯誤捕獲された様態および捕獲後の処置)を可能な限り報告させる。

- (3) 制度運用の概況情報
法に基づいて行う制度の運用の概況を把握する。

4 新たな捕獲技術の実証・普及

- (1) 捕獲や調査等に係る技術の実証・普及

わな猟について、誘引餌や ICT 等を用いた新しい捕獲技術の実証、錯誤捕獲の少ないくくりわなの改良や設置方法を開発し、その使用にあたってのリスク評価を進め、普及に努める。
鳥獣の生息状況を効果的に把握できるとされる手法等を検討、導入していく。

- (2) 被害防除対策に係る技術の普及

生活環境、農林水産業または生態系に係る被害等を及ぼす鳥獣の被害発生メカニズムに基づき、防護柵や防鳥網等による予防、忌避剤や威嚇音等による追い払い、生ごみや未収穫作物の適切な管理、耕作放棄地の解消等による鳥獣の誘引防止等の被害防除に効果があるとされる対策を普及していく。

- (3) 捕獲個体の活用や処分に係る技術の普及

捕獲した個体の有効活用や効率的な処分に関する技術の普及を進める。

第八 鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項

1 鳥獣行政担当職員

(1) 方針

鳥獣行政担当職員には、鳥獣保護管理事業計画の内容、鳥獣の生息状況、狩猟者登録を受けた者の数等を勘案し、鳥獣保護管理に関する専門的知見を有する人材を配置するよう努める。

また、地方検察庁、警察当局等の協力を得ながら、鳥獣の保護または管理、狩猟の適正化に関する取り締まりの事務を行う。

(2) 配置計画

(第21表)

| 区 分 | | 専任 | 兼任 | 計 | 備 考 |
|------------|--------------------------|----|----|---|--|
| 本 庁 | 安全環境部自然環境課 自然環境保全グループ | | 4 | 4 | 鳥獣保護管理に係る事務 |
| | 農林水産部地域農業課 鳥獣害対策グループ | | 1 | 1 | 鳥獣の管理、鳥獣被害の防止対策に係る事務 |
| 出 先 | 自然保護センター | | 3 | 3 | 傷病鳥獣の救護、鳥獣に関する各種調査研究等 |
| | 福井農林総合事務所林業部 | | 1 | 1 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 所管区域内の鳥獣保護行政に係る事務 ・ 所管の市町への指導、助言 ・ 鳥獣保護巡視員との連絡調整 ・ 狩猟者団体との連絡調整 ・ 猟期間における狩猟者の指導、取締り |
| | 坂井農林総合事務所林業部 | | 1 | 1 | |
| | 奥越農林総合事務所林業部 | | 1 | 1 | |
| | 丹南農林総合事務所林業部 | | 1 | 1 | |
| | 嶺南振興局林業水産部 | | 1 | 1 | |
| 嶺南振興局二州農林部 | | 1 | 1 | | |

(3) 研修計画

(第22表)

| 名 称 | 主催 | 時期 | 回数/年 | 規模 | 人数 | 内容・目的 | 備考 |
|------------|----|------------|------|----|-----|--|--------------------|
| 野生生物研修 | 国 | 5月 | 1回 | 全国 | 1人 | 鳥獣行政に関する専門的知識の習得 | |
| 鳥獣行政担当者研修 | 県 | 6月、 10月 | 2回 | 全県 | 31人 | 違法捕獲、違法販売の取締りおよび関連法令等習得 狩猟期前の狩猟の取締りおよび関連法令等習得 | 県職員 鳥獣保護 巡視員 |
| 国が行うその他の研修 | 国 | 随時 | 随時 | 全国 | 1人 | 野生生物の保護管理等に関する専門的知識の習得 | |

2 鳥獣保護巡視員

(1) 方針

鳥獣保護巡視員の主な活動は、狩猟取締り、鳥獣保護区の管理、鳥獣の生息状況等に関する調査、普及啓発等とする。

鳥獣保護巡視員は、鳥獣保護および管理または狩猟制度についての知識、技術および経験を有し、鳥獣保護および管理への熱意を有する人材から任命する。

鳥獣保護巡視員の総数については、県内での鳥獣保護管理事業の実施状況に応じた人数を配置する。

(2) 配置計画

(第23表)

| 基準設置数 (A) | 令和3年度末 | | 年度計画 | | | | | | |
|--------------|-----------|--------------|------|-----|-----|-----|-----|------|--------------|
| | 人員 (B) | 充足率 (B/A) | 4年度 | 5年度 | 6年度 | 7年度 | 8年度 | 計(C) | 充足率 (C/A) |
| 25人 | 24人 | 96% | 25人 | 25人 | 25人 | 25人 | 25人 | 25人 | 100% |

(3) 年間活動計画

(第24表)

| 活動内容 | 実施時期 | | | | | | | | | | | | 備考 | |
|-------------|------|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|----|---|
| | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | | |
| 鳥獣保護思想の普及啓発 | ← | | | | | | | | | | | | → | |
| 狩猟取締りの実施 | | | | | | | | ← | | | | | | → |
| 鳥獣に関する生息調査 | ← | | | | | | | | | | | | | → |
| 鳥獣保護区等の管理 | ← | | | | | | | | | | | | | → |

(4) 研修計画

(第25表)

| 名称 | 主催 | 時期 | 回数/年 | 規模 | 人数 | 内容・目的 | 備考 |
|------------|----|-----|------|----|----|--|----|
| 鳥獣保護巡視員研修会 | 県 | 6月 | 1回 | 全県 | 25 | 鳥獣の生態、保護管理、生息調査、鳥獣保護区等の管理、環境教育、傷病鳥獣救護等に関する研修 | |
| 鳥獣保護巡視員会議 | 県 | 10月 | 1回 | 全県 | 25 | 法令および取締り等に関する連携・確認 | |

3 保護および管理の担い手の育成

(1) 方針

鳥獣の保護および管理の担い手は、研修等においてその技術の向上を図り、適所に配置する。
また、鳥獣の保護および管理の担い手として、狩猟者の確保および育成が図られるように、研修等に努める。

(2) 研修計画

(第26表)

| 名称 | 主催 | 時期 | 回数/年 | 規模 | 人数 | 内容・目的 | 備考 |
|-------------|------|-------|------|----|------|------------------------------|----|
| 狩猟免許試験準備講習会 | 県猟友会 | 狩猟試験前 | 3回 | 全県 | 300人 | 狩猟免許試験受験者への事前講習 | |
| 捕獲技術向上事業 | 県猟友会 | 通年 | 10回 | 全県 | 350人 | 狩猟者の適正なわなの架設や銃の取り扱いについての技術研修 | |

(3) 狩猟者の育成のための対策

本県においては、県内のわな猟の免許所持者数は増加傾向にあるが、銃猟免許所持者は減少傾向にあり、狩猟免許所持者であっても狩猟登録をしていない者も多数存在している。これまで捕獲活動は、高齢の熟達した狩猟者に支えられており、将来的に鳥獣管理の担い手となる狩猟者の確保が課題となっている。こういったことから、銃猟をはじめとした狩猟免許取得促進の取り組みを継続するとともに、捕獲技術の向上を図り、継承していくためのしくみづくりと有害鳥獣の捕獲事業にかかる従事者の負担の軽減等を図ることが重要である。

そのため、(一社)福井県猟友会の協力を得ながら、その実態の把握をするとともに、狩猟者の減少防止のため、狩猟の意義と魅力を広く県民に伝えるなどの対策を講じる。

狩猟免許試験については、平成22年度から6月から8月の日曜日に嶺北・嶺南地域で各1回ずつ実施することに加え、冬期に狩猟免許試験を実施し、受験者の利便性を高め狩猟免許取得者の増加を図っており、狩猟免許更新講習会についても日曜日に開催するなど狩猟免許取得者が免許を更新しやすい環境の整備を進めており、引き続き環境の整備に努める。また、猟銃所持にかかる負担への支援やセミナー等の開催により、銃猟者の確保を進めていく。

さらに、(一社)福井県猟友会等の関係団体が開催する狩猟免許試験準備講習会や捕獲・調理技術等の講習会の広報について支援を行い、狩猟者の増加や効率的で安全な狩猟が実施されるよう努める。

4 鳥獣保護管理センター等の設置

(1) 方針

本県では、平成2年度に自然保護センターがその前身である鳥獣保護センターの機能を拡大させて設置された。同センターは鳥獣保護を含む自然保護思想を広く県民に普及することを目的としており、集積した資料・情報をもとにした常設展示や特別展示、自然観察会等により、県民へ鳥獣等の生物多様性保全の普及啓発を行う。

また、専門職員を配置することにより、各種調査研究や鳥獣の保護および管理の支援機能を持たせるものとする。

(2) 鳥獣保護管理センター等の施設計画

(第27表)

| 名称 | 施設の所在地 | 面積 | 施設の概要 | | 施設の内容 | 利用の方針 |
|-------------|---------|------|-------|---|---------------|---|
| 福井県自然保護センター | 大野市南六呂師 | 28ha | 本館 | 2階建て(地下1階) 延床面積 2,111 m ² | 展示室・鳥獣飼育室・研究室 | 収集資料を展示することにより来館者の増加を図るとともに自然保護思想の普及啓発に努める。 |
| | | | 観察棟 | 3階建て 延床面積 418 m ² | | |

5 取締り

(1) 方針

狩猟等の取締りについては、警察当局と協力して、迅速かつ適正な取締りを行うため、以下の方策を講じる。

- ① 狩猟期間中の鳥獣保護巡視員の巡回を以下の観点から強化する。
 - 1) 過去数年間において、違反多発区域がある場合、当該区域内の巡回に重点を置くこと。
 - 2) 狩猟者が多数出猟すると予想される週末等における巡回を強化すること。なお、狩猟違反者の処分については、迅速に行うよう配慮する。
- ② 特にタカ科、フクロウ科の鳥類および愛玩を目的として飼養される鳥獣の違法捕獲等または採取等、かすみ網の違法な使用、所持、販売等並びにとりもち等による違法捕獲の取締りを重

点的に行うよう配慮する。

- ③ 氏名等の記載が無く違法に設置されたと疑われるわな等については、司法警察員により、刑事訴訟法（昭和 23 年法律第 131 号）およびその他捜査に関する所定の手続きを踏まえた上で領置等の捜査を行う。
- ④ 天井にツキノワグマの脱出可能な脱出口を設けていないはこわなの使用については、ツキノワグマの錯誤捕獲のおそれがあり違法捕獲となる可能性があることから、使用することがないように周知徹底を図る。
- ⑤ ツキノワグマの錯誤捕獲が繰り返し生じるくくりわなの設置者については、錯誤捕獲の防止措置を取らない場合は、違法捕獲となることから、使用の一時停止も含めた対策を講じるよう指導を徹底する。
- ⑥ 鳥獣の輸出入業者、飼養関係者、加工業者、食品関係者等を対象とし、鳥獣およびその加工品を定めて、流通段階における違法行為の取締りを計画的に実施する。
- ⑦ 我が国に生息する鳥類を登録票あるいは標識を添付せずに飼養している場合は、違法捕獲されたものである可能性があることから、鳥類の違法な飼養については、取締りを重点的に行うように配慮する。
- ⑧ 緊急取締りに対応して鳥獣行政担当職員および鳥獣保護巡視員の動員体制を整備する。
- ⑨ 狩猟事故および狩猟違反の未然防止のため、法の知識および実技の習得に加え、狩猟者としてのマナーの周知徹底を図り、（一社）福井県猟友会の協力を得て、定期的な講習会の開催等により、狩猟者の資質の向上に努める。
- ⑩ 任意放棄または押収された個体を野生復帰させる際には、遺伝的になかく乱を防ぐ観点から、可能な限り捕獲または採取された地域に放鳥獣するよう努める。
- ⑪ 警察当局との連携を一層強化するため、違法捕獲等に関する連絡会議等を開催する。

(2) 年間計画

(第 28 表)

| 事 項 | 実施時期 | | | | | | | | | | | | 備考 | |
|---------------|------|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|----|--|
| | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | | |
| 狩猟の取締り | | | | | | | | ← | | | | | → | |
| 違法捕獲の取締り | ← | | | | | | | | | | | | → | |
| 違法飼養の取締り | ← | | | | | | | | | | | | → | |
| 有害鳥獣捕獲等指導・取締り | ← | | | | | | | | | | | | → | |

6 必要な財源の確保

鳥獣保護管理事業の財源として、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）における狩猟税（目的税）の趣旨を踏まえ、鳥獣行政の実施に対し効果的な支出を図る。

第九 その他

1 鳥獣保護管理事業をめぐる現状と課題

本県には多様な鳥獣が生息しており、このような中で人と鳥獣との適切な関係を構築し、生物の多様性を維持していくことが重要である。

鳥獣保護および管理は自然という不確実な対象を取り扱うものであるため、計画内容や実施状況は絶えず点検の上修正し、よりの確なものへと見直す柔軟な管理が求められている。

鳥獣保護管理事業の実施を推進するため、鳥獣保護巡視員が、鳥獣の保護管理についての助言・指導を行うこと、鳥獣に関する環境教育活動を行うことが一層求められる。また、鳥獣保護管理の担い手となる狩猟者については、高齢化が進み将来的に減少することが危惧されていることから、狩猟者の育成、確保が必要である。さらに、わなによる事故や錯誤捕獲の発生に対し、網やわなの適切な取扱い、安全確保、法令の遵守等による一層の適正化が求められている。

法令を遵守した捕獲はもとより、飼養、傷病鳥獣、鳥獣の餌付けの問題等があり、鳥獣の個体の取扱いの適正化も重要な課題となっている。

人および野生鳥獣や家禽等に感染する共通感染症については、最近の国内外の高病原性鳥インフルエンザ、豚熱（CSF）等の発生等により県民の関心が高まっており、鳥獣に関する専門的な知見に基づく情報提供等の役割が求められている。

2 狩猟の適正化

狩猟鳥獣の種類、区域、期間または猟法の制限、狩猟者を制限する入猟者承認制度、鳥獣保護区等の保護区制度等、狩猟に係る各種規制制度をきめ細かく計画的に実施する。

3 傷病鳥獣救護への対応

本県では、昭和55年度から鳥獣保護センターが（公社）福井県獣医師会との連携のもとで本格的に傷病鳥獣救護事業を開始し、平成2年度からはその後身である自然保護センターが引き継いでいる。平成9年のナホトカ号重油流出の際に本県が水鳥救護の中心になったことや県民の自然保護への関心の高まりとともに、本事業は周知され、委託獣医師や自然保護センターに多くの傷病鳥獣が搬入されている。

野生鳥獣は、山野等において、専ら他の生物を捕食・採食し、個体の生と死を繰り返している。このように生態系は野生生物の生と死によって成り立っており、自然の傷病による鳥獣の死も生態系の重要な一要素であり、人為の及ばない自然の営みである。一方、人には鳥獣を敬い、命を大切に思う気持ちがあり、傷病鳥獣救護は、人道的な行為として行われてきている側面がある。

また、近年、一部の増えすぎた野生鳥獣や、他地域から持ち込まれ本来生息していない外来鳥獣が、生態系被害をはじめ農林水産業や人の暮らしへ深刻な被害を出している状況もあり、これらの鳥獣は積極的な捕獲が行われている。

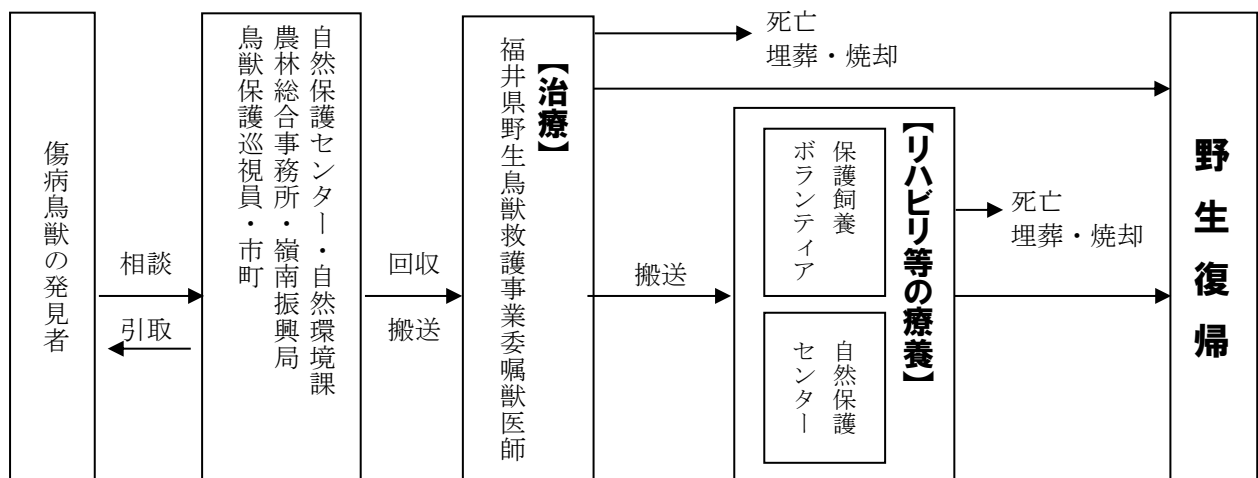
本県における傷病鳥獣救護については、こういった鳥獣保護思想上の考え方や社会的情勢を踏まえ、原則として、傷病の原因が人為的な影響による在来の鳥獣を対象として、特に絶滅のおそれのある種の保存や環境モニタリングへの活用、人為による傷病の発生原因の究明とその予防措置、といった生物多様性の保全への貢献に重点を置いて、県民の理解と協力を得ながら実施するものとする。

(1) 方針

- ① 傷病鳥獣救護は、原則、生物多様性の保全へ貢献する観点から、絶滅のおそれのある種について、傷病の発生原因が人為的な行為による場合に行うものとする。また、救護により治癒が見込める場合に行うものとし、それ以外は、自然の摂理に任せるものとする。救護個体に係る情報の収集・分析による環境モニタリングを行うとともに、傷病の発生原因の究明と人為的な原因であった場合は、その除去による予防措置を講じることとする。救護に当たっては、収容すべき目的及び意義を明確にするとともに、県民の理解を得て行うこととする。救護を行わないとなった場合については、必要に応じて、その理由を人道的な考えに基づき協力した県民へ説明し理解を得ることに努める。

- ② 国内由来および国外由来の外来種については救護しない。「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成 16 年 6 月 2 日法律第 78 号）」に基づく特定外来生物（アライグマ、ヌートリア）については、放鳥獣できないことから、できるだけ苦痛を与えない方法で致死させるか、同法に基づく市町防除計画により殺処置を行う。ただし、外来生物法による手続きを得た上で終生飼養が可能な場合はこの限りではない。また、特定外来生物以外の外来種（ハクビシン等）についても、できるだけ苦痛を与えない方法で致死させるか、市町が行う有害鳥獣捕獲の対象として殺処置するよう努める。
- ③ 「福井県傷病鳥獣救護事業実施要綱」を定めて行う。
- ④ 自然保護センターを中心として鳥獣保護巡視員、市町、（公社）福井県獣医師会、動物園、自然保護団体等と連携しながら、救護活動に対するネットワーク体制を整備し、傷病鳥獣の収容、治療、リハビリテーションおよび野生復帰に努める。また、関係者団体等の協力を得て、人と鳥獣との適正な関わり方について普及啓発を行う。
- ⑤ 終生飼養、リハビリテーション等に携わる保護飼養ボランティア制度を設置・活用し、研修等を通じてそれらの人材育成を図る等、民間による協力も得ながら実施する。
- ⑥ 油汚染事故等一時的に多数の傷病鳥獣が発生した場合に備えて、関係団体やボランティアの活動拠点の確保および関係者間の連絡網の整備を図るとともに、海鳥や海棲哺乳類の生息状況について把握する等、救護体制の整備を図る。関係者団体等の協力を得て、人と鳥獣との適正な関わり方について普及啓発を行う。
- ⑦ 雛および出生直後の幼獣を傷病鳥獣と誤認して救護することのないよう、県民に対し周知徹底する。
- ⑧ 救護個体の科学物質や重金属による汚染の状況、感染症の有無等に関する情報を可能な範囲で収集する体制を整備し、国の求めに協力するほか、原因が明確となった場合は対策を講ずる。

(2) 体制



(3) 傷病鳥獣の収容個体の処置

- ① 収容にあたっては、関係法令の必要な手続きを行う。
- ② 野生復帰が不可能な個体については、研究もしくは教育のための活用や動物園等への移管等による終生飼養、絶滅のおそれのある種や天然記念物種以外の個体については、保護飼養ボランティア制度等も活用した終生飼養を検討する。これらの対処が困難な場合や、治療が見込めない個体は、専門家等の意見および関係法令の手続きを経て、できる限り苦痛を与えない方法での致死も選択肢とする。

(4) 感染症対策・普及啓発

収容個体は、必要に応じ、搬入後速やかに隔離および検査を行い、野生鳥獣と人・家畜間で伝播する感染症の感染の有無を把握し、仮に感染の可能性がある場合には、感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）、狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）等の関係法令等の規定に従い、適切に対処する。また、二次感染を防止するため、衛生管理には十分に留意する。

さらに、周囲で家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）第 2 条に規定する家畜伝染病が発生している場合には、同病に感受性のある鳥獣の収容個体の症状等には十分留意し、同病の感染が疑われる際は、家畜衛生部局等と調整し、適切な対応を取る。

なお、救護に携わる者に対し、野生鳥獣と人・家畜間で伝播する感染症に関する基本的な情報を提供するとともに、行政担当者や救護ボランティアに対し衛生管理等に関する研修を行う。

(5) 放野

以下のような考え方を基本として対応する。

- ① 対象個体の傷病が治癒していること、採餌能力、運動能力や警戒心が回復していること等を確認する。
- ② 発見救護された場所で野生復帰させることを基本とし、それが不適当または困難な場合には、遺伝的な攪乱を及ぼすことのないような場所を選定する。
- ③ 可能な範囲で感染症に関する検査や治療を行い、野生鳥獣の間で伝播する感染症を予防する。

4 油等による汚染に伴う水鳥の救護

県は、大規模な油汚染事故等複数の行政区域にまたがって大量の傷病鳥獣が発生した場合に備え、関係地方公共団体が、互いに情報の収集や提供等を行い、救護活動が円滑に実施されるよう、あらかじめ、連絡体制を整備する。また、民間含めた地域の関係者に対し、環境省が実施する研修を、受講させるよう努める。

5 感染症への対応

(1) 高病原性鳥インフルエンザ

野生鳥獣や家きんなど主に鳥獣の間で伝播する感染症であり、伝染力の強さや致死性から畜産業へ及ぼす影響は甚大である。国内では平成 16 年以降、断続的に野鳥や家きん等で確認されており、海外では人への感染事例が報告されている。そのため、県では、野鳥の異常について監視や情報収集を行い、高病原性鳥インフルエンザウイルス感染の早期発見に努め適切に対応するとともに、国や県内の関係機関と連携を十分に行い、人や家きんへの感染予防、また、感染拡大の防止を図るよう努める。これらの高病原性鳥インフルエンザ対策については、環境省が策定した「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」や県において対応マニュアルを整備し、関係機関と連携し対応する。

また、県民に対しては、高病原性鳥インフルエンザに関する知識および野鳥との接し方など基本的な事項について日ごろから情報提供を行い、正しい認識を持ってもらうよう努める。

(2) 豚熱（CSF）

イノシシや養豚における感染症であり、伝染力の強さや高い致死性から、畜産業へ及ぼす影響は甚大である。平成 30 年に、国内では平成 4 年以来 26 年ぶりに発生、県内においても、令和元年に野生イノシシおよび養豚場での感染が確認され畜産業に甚大な被害が発生した。令和 3 年度末時点において県下全市町への感染が確認されている。本感染症のまん延を防止するため、狩猟者や捕獲従事者に対しては「CSF・ASF 対策としての野生イノシシの捕獲等に関する防疫措置の手引き（令和元年 12 月環境省・農林水産省公表）」等に基づいた防疫措置に配慮しながら捕獲を実施するとともに、特に感染が確認されている地域で捕獲されたイノシシ肉等の他地域への持出し禁止等もあわせて指導する。また、野生イノシシが豚熱ウイルスで汚染された肉製品を食べること等で感染・まん延につながるおそれがあることから、ごみの放置禁止及びごみ置き場等における野生動物の接触防止対策等の徹底について、関係部局と連携しながら、市町、関係機関、狩猟者に対し積極的に普及啓発を行う。

(3) その他

傷病鳥獣救護の収容個体においては、必要に応じて、野生鳥獣と人・家畜の間で伝播する感染症の感染の有無を検査し、感染症である場合には、関係法令等の規定に従い適切に対処し、二次感染を防止するため衛生管理に留意する。

6 普及啓発

(1) 鳥獣の保護および管理についての普及等

① 方針

本県は豊かな自然環境に恵まれ多数の野生鳥獣が生息していることから、このような自然環境を生かして県民に対して鳥獣の保護思想を普及するため、愛鳥週間ポスターの募集および入賞作品の展示、広報誌、ホームページ等の手段により広報活動を展開する。また、自然保護センターおよび海浜自然センターにおいて鳥類を対象とした観察会等を実施し、鳥獣が生活や生態系の中で果たす役割について理解を得ることにより県民の鳥獣保護への関心を高めるように努める。また、鳥獣の保護思想についての普及啓発および鳥獣の保護に資するために傷病鳥獣の保護の効果的な実施に努める。

② 事業の年間計画

(第29表)

| 事業内容 | 実施時期 | | | | | | | | | | | | 備考 |
|----------------|------|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|----|
| | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | |
| 自然観察会 | ← | | | | | | | | | | | | → |
| 愛鳥週間ポスター募集 | | | ← | → | | | | | | | | | |
| 愛鳥週間ポスター展示 | | ↔ | | | | | | | | | | | |
| 小中学生を対象とした普及啓発 | ← | | | | | | | | | | | | → |
| 野生生物保護功労者表彰 | | | | | | | | | ← | → | | | |

③ 愛鳥週間行事等の計画

(第30表)

| 区分 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|--------|--------------------------------|-------|-------|-------|-------|
| 愛鳥週間行事 | 愛鳥週間ポスターの募集・展示 場所：福井県立図書館 等 | 同 左 | 同 左 | 同 左 | 同 左 |
| | 探鳥会・愛鳥教室 場所：県内各地 | 同 左 | 同 左 | 同 左 | 同 左 |
| その他 | 探鳥会 場所：県内各地 | 同 左 | 同 左 | 同 左 | 同 左 |

(2) 安易な餌付けの防止

① 方針

鳥獣の保護に影響を及ぼす安易な餌付けの防止に努める。また、各地で開催される環境学習等の機会を通じて普及啓発に積極的に取り組む。地域住民に対する普及啓発は、以下の点に留意して推進する。

- 1) 安易な餌付け行為が鳥獣に与える影響について県民の理解を得ること。
- 2) 特に、市街地や集落等においては、人と野生鳥獣との間で伝播する感染症の感染拡大や誘引

された鳥獣による糞や鳴き声等の騒音による生活被害、農作物被害等の様々な影響が甚大であることから餌付けの防止を図ること。

- 3) 観光事業者や観光客による鳥獣への安易な餌付けの防止を図ること。
- 4) 生ごみや未収穫作物等の不適切な管理、耕作放棄地の放置、不適切なわなの誘引餌の管理等、結果として餌付けとなる行為の防止を図ること。
- 5) 農作物等への鳥獣被害の拡大につながることから、狩猟者による狩猟期前の鳥獣への餌付け防止を図ること。

② 年間計画

(第 31 表)

| 重点項目 | 実施時期 | | | | | | | | | | | | 実施方法 | 対象者 | |
|--------------------|------|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|------|--------------------------|------|
| | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | | | |
| 安易な餌付け防止 PR | ← | | | | | | | | | | | | → | 広報誌、HP、パンフレット等 | 一般県民 |
| 未収穫作物等の適正管理 PR | | | | ← | | | | | | | | | → | 県、市町による現地点検、指導 | |
| 狩猟者への狩猟期前の餌付け防止 PR | | | ← | | | | | | | | | | → | 狩猟免許更新講習会や狩猟登録時に、チラシ等で周知 | 狩猟者 |

(3) 猟犬の適切な管理

猟犬による事故防止を図るため、猟犬の訓練・回収や個体識別措置を徹底させる等、猟犬の管理について狩猟者に注意を促す。

(4) 野鳥の森等の整備

探鳥会の開催等により県民が鳥獣を観察し、鳥獣の生態等を知る喜びを体得できるよう、鳥獣保護区内の野鳥等の観察に適する場所における水鳥の観察設備等の整備に努める。

(5) 小中学生を対象とした普及啓発

① 方針

身近な自然の中で野生生物の保護活動を通じ、自然に親しみ、情緒豊かな次代を担う子どもたちを育てていくことは重要なことである。

そのため、県内の身近な鳥獣保護区を区分とする鳥獣保護区や重要里地里山 30 地区の区域内にある小中学校を中心に、鳥獣保護思想等の高揚を目的とした普及啓発事業に取り組む。

② 事業内容

- 1) 愛鳥週間ポスターコンクール、野生生物保護実績発表大会等への積極的な参加がなされるよう努める。
- 2) 鳥獣保護思想や自然保護思想の高揚に資する資料、パンフレット等を配布する。
- 3) 環境保全活動など取り組む内容に応じて県の専門職員、地域内の鳥獣保護巡視員を派遣し、鳥獣の保護管理を主とした生物多様性の保全等について鳥類調査等を通じた環境学習を実施する。
- 4) 自然保護センターに設置した身近な野鳥が手軽に観察できる観察舎などを利用して鳥獣の保護等の普及啓発に努める。

(6) 法令の普及徹底

① 方針

ア 行政担当者等

野生鳥獣の保護管理の適切な実施や野生鳥獣の保護思想の普及啓発等を推進するため、市町担当職員および鳥獣保護巡視員に対し、本計画の内容や関係法令の周知徹底を図り、狩猟者や一般県民への普及の協力を求める。

イ 狩猟者や狩猟者団体

野生鳥獣の違法捕獲や不適切な猟具の取り扱い、標識の未装着等の法令違反や県民からの苦情等の事例が発生している。法の遵守と狩猟マナーの周知徹底の強化を図る。

ウ 県民一般

傷病鳥獣救護や餌付け防止、鳥獣の捕獲等や飼養、鳥獣保護区等の区域指定の趣旨・規制内容、狩猟制度に関する基本的知識について周知を図り、野生鳥獣との適切なかわり方等について普及し、協力を求める。

② 年間計画

(第32表)

| 重点項目 | 実施時期 | | | | | | | | | | | | 実施方法 | 対象者 | |
|--------------------------|------|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|-------------------------|-------------|----------------|
| | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | | | |
| 鳥獣保護管理法等について | ←→ | | | | | | | | | | | | | 鳥獣行政担当者説明会 | 市町担当職員 |
| | ←→ | | | | | | ←→ | | | | | | | 鳥獣保護巡視員会議 | 県職員 鳥獣保護巡視員 |
| 法令等の普及 | ←→ | | | | | | | | | | | | ホームページ等 | 県民一般 | |
| 法令順守・狩猟マナーの周知徹底 | ←→ | | | | | | | | | | | | チラシ ホームページ 県猟友会研修 | 狩猟者 狩猟団体 | |
| 狩猟制度、鳥獣保護区等の規制区域 狩猟期間 | | | | | | ←→ | | | | | | | | 狩猟登録申請時に指導 | 狩猟者 |